中標津町耐震改修促進計画

（素案）

2018（平成 30）年 3 月

中標津町

目　次

序．はじめに…… 1
１．計画の目的 …… 1
２．計画の位置づけ …… 2
３．対象区域・対象建築物 …… 3
４．計画期間 …… 3
５．計画の構成 …… 3

１．耐震化の現況と課題…… 4
１－１．中標津町における主な地震被害と想定される地震規模 …… 4
１－２．住宅・建築物の耐震化の現況 …… 9
１－３．多数利用建築物等の現況 …… 13
１－４．中標津町が所有する公共建築物の耐震化の現況 …… 21
１－５．関連計画の整理 …… 22
１－６．現況調査からみた課題 …… 25

２．耐震診断・改修に関する住民意向…… 26
２－１．住民アンケート結果 …… 26

３．建築物の耐震化の目標…… 38
３－１．建築物の耐震化の目標 …… 38
３－２．中標津町が所有する公共建築物の耐震化の目標 …… 41
３－３．不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化の方針 …… 44

４．耐震化に向けた施策…… 45
４－１．耐震診断・改修促進に向けた環境整備 …… 46
４－２．啓発・知識の普及 …… 51
４－３．耐震診断・改修を担う人材の技術力向上 …… 53
４－４．所管行政庁との連携 …… 54

５．計画の推進に向けて…… 56

序．はじめに

１．計画の目的

中標津町耐震改修促進計画は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを通し､安全で住み心地の良い暮らしの実現を目的として 2008(平成 20)年 3 月に策定されました。

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超える巨大地震が発生し、それに伴う津波を含めて、甚大な被害をもたらしました。今後も日本各地で大規模地震の発生が予測されており、一層の耐震化促進を図るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断の義務付け等が盛り込まれた改正耐震改修促進法が 2013（平成 25）年 11 月に施行されました。

2016（平成 28）年 3 月に改正された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を受け、北海道においても同年 5 月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しを行っています。

これら国の方針及び「北海道耐震改修促進計画」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、2020（平成 32）年 3 月までに少なくとも 95％にすることを目標としています。

中標津町では、当初計画が 2015（平成 27）年 3 月に計画期間が終了したことから、中標津町においても、国及び北海道の目標と整合性を図りながら、「中標津町耐震改修促進画」（以下「本計画」とする）を見直すものとします。

２．計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条の規定に基づき定めます。

計画策定にあたっては、耐震改修促進法「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（最終改正 2016（平成 28）年 1 月国土交通省告示第 529 号）、2016（平成 28）年 5 月に策定された「北海道耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、地域防災計画などの中標津町の関連計画と整合を図りつつ定めるものです。

第６期中標津町総合発展計画

関連計画
- 中標津町地域防災計画
- 中標津町公共施設等総合管理計画
- 中標津町住生活基本計画
- 中標津町公営住宅等長寿命化計画
- 公共施設の整備・維持管理に関する計画など

中標津町耐震改修促進計画

■国
- 耐震改修促進法（2013（平成25）年11月改正施行）
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
  （2016（平成28）年1月国土交通省告示第529号）

■北海道
- 北海道耐震改修促進計画（2016（平成28）年5月）

図 1-1　計画の位置づけ

３．対象区域・対象建築物

計画対象区域は、中標津町行政区域全域とします。

対象建築物は、建築基準法における新耐震基準が施行された 1981（昭和 56）年 6 月 1 日以前に建てられた建築物すべてとします。

４．計画期間

計画期間は、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の 3 年間とします。

なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うものとします。

５．計画の構成

計画の構成は、以下のとおりです。

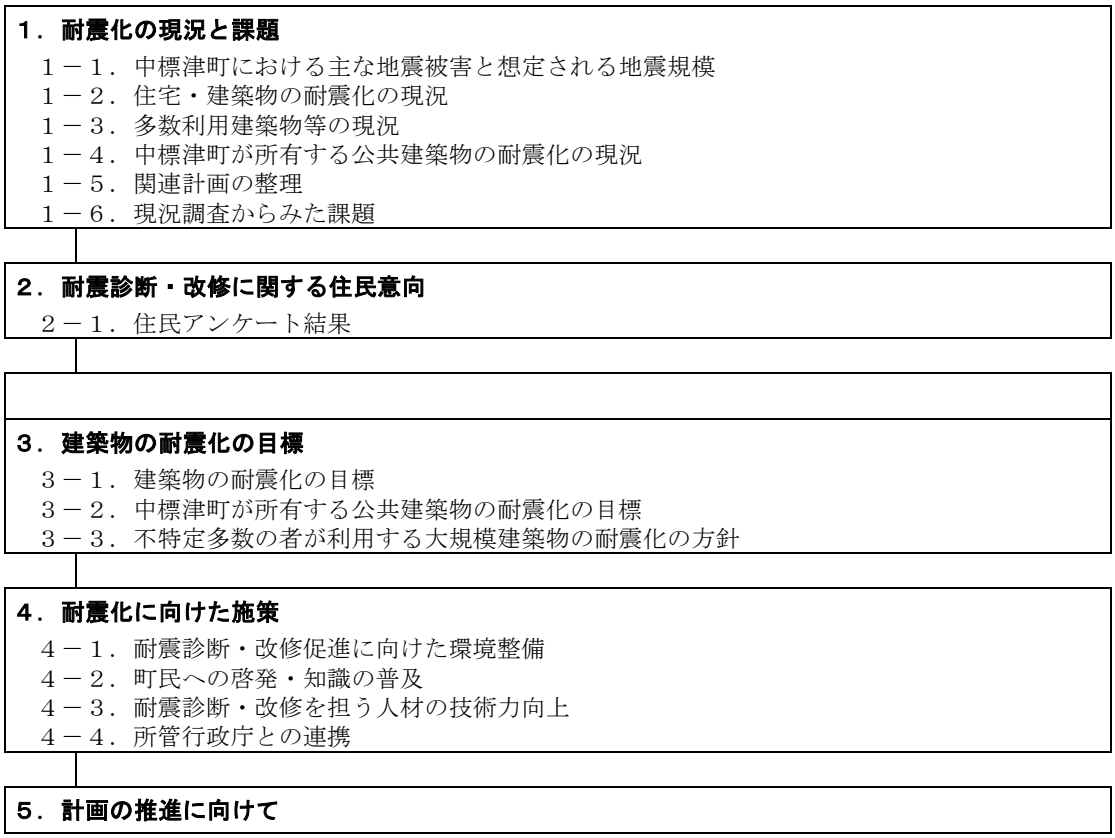

図 1-2　計画の構成

１．耐震化の現況と課題

１－１．中標津町における主な地震被害と想定される地震規模

（１）中標津町における主な地震被害

中標津町における主な地震被害は、以下のとおりです。

1994（平成 6）年に発生した北海道東方沖地震では、地震規模はマグニチュード 8.2 を記録し、住宅倒壊破損は約 3,500 世帯に及びました。

表 1-1　1989（平成元）年以降の中標津町における主な地震被害

発生年月日 震央地名「地震名」	規模 （M）	震度 （最大）	被害状況
1993（平成 5）年 1 月 15 日 釧路沖 「平成 5 年釧路沖地震」	7.5	5 (6)	総被害額 350,000 千円
1994（平成 6）年 10 月 4 日 北海道東方沖 「平成 6 年北海道東方沖地震」	8.2	5 (6)	重軽傷者117人、住宅倒壊被害3,499棟、自主避難3世帯、避難勧告17世帯 被害総額 9,500,000千円
2013（平成 25）年 2 月 2 日 十勝地方南部	6.5	4 (5 強)	公立文教施設被害 1 箇所 被害総額 125 千円

資料：気象庁データ、北海道地域防災計画（資料編）〈2017（平成 29）年 5 月修正〉を参照
　　中標津町地域防災計画（2014（平成 26）年 3 月）を基に編集

※「規模（M）」欄の数値は、マグニチュードを表す。

※「震度（最大）」欄の数値は、上段に中標津町の震度、下段（　）内に最大震度を表す。

※地震名の「　」は気象庁により命名された地震を表す。

（２）想定される地震規模

①想定される地震

北海道では、2016（平成 28）年度に「地震被害想定等調査」を策定し、北海道の防災対策を検討するための対象地震として、24 地震 54 断層モデルを抽出しました。

これらの地震について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」とする）から提供された 250ｍメッシュの震度データをもとに、中標津町役場が位置するメッシュについて、最も震度階級が大きい地震を想定地震とします。

結果、本計画における想定地震は「標津断層帯による地震」とします。

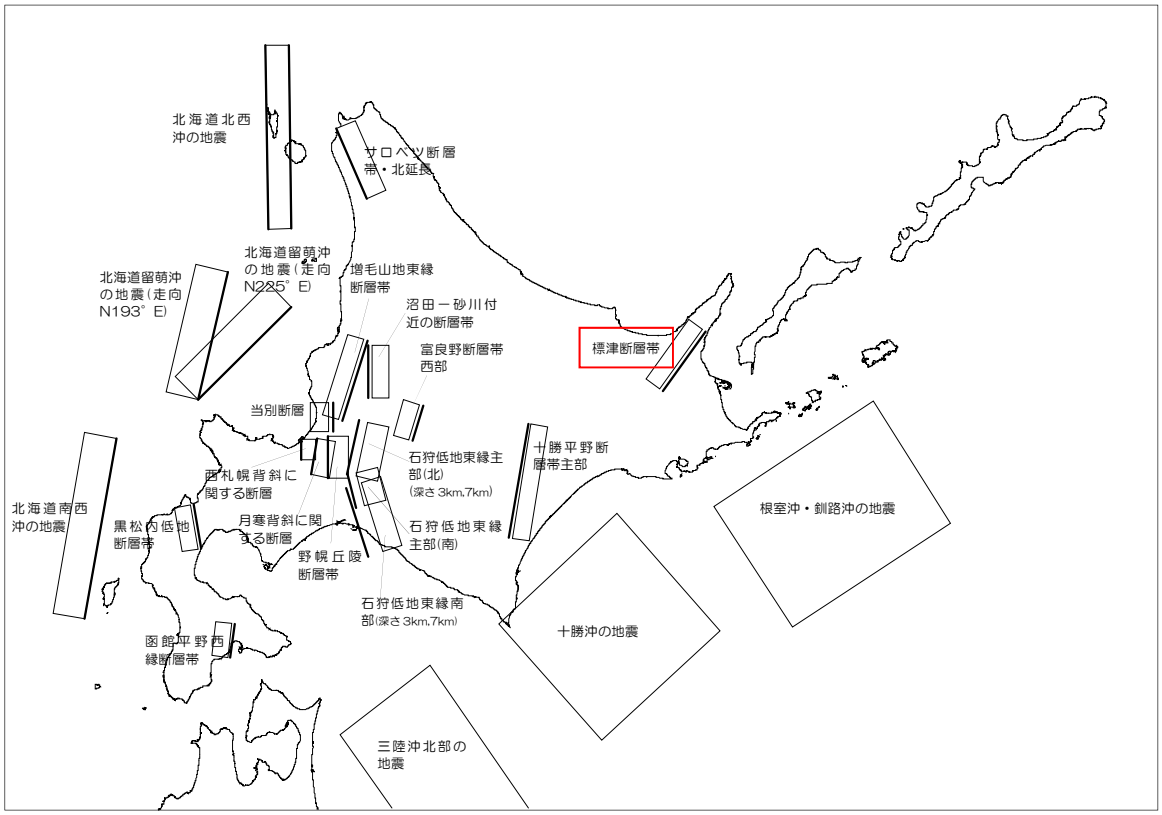

図 1-3　北海道における被害想定の対象地震（北総研）

表 1-2　標津断層帯による地震の想定（北総研）

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)
標津	地震本部	－	既知	7.7	56

*断層モデル：断層モデルを公表している機関、地震本部－地震調査研究推進本部

資料：「想定地震見直しに係る検討報告書」2011（平成 23）年 3 月北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会想定地震見直しに係るワーキンググループ

②中標津町における震度分布

震度分布は、地区ごとの 250ｍメッシュ震度データの最大震度を、その地区の代表震度として整理することとしました。

地区区分は、条丁目等を参考に、下図に示すように区分しました。

中標津町の想定地震である「標津断層帯による地震」の地区別震度分布は、7 頁の図のとおりとなります。

表 1-3　計測震度と震度階級の関係

気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	－4.4	4.5－4.9	5.0－5.4	5.5－5.9	6.0－6.4	6.5－

図 1-4　地区区分

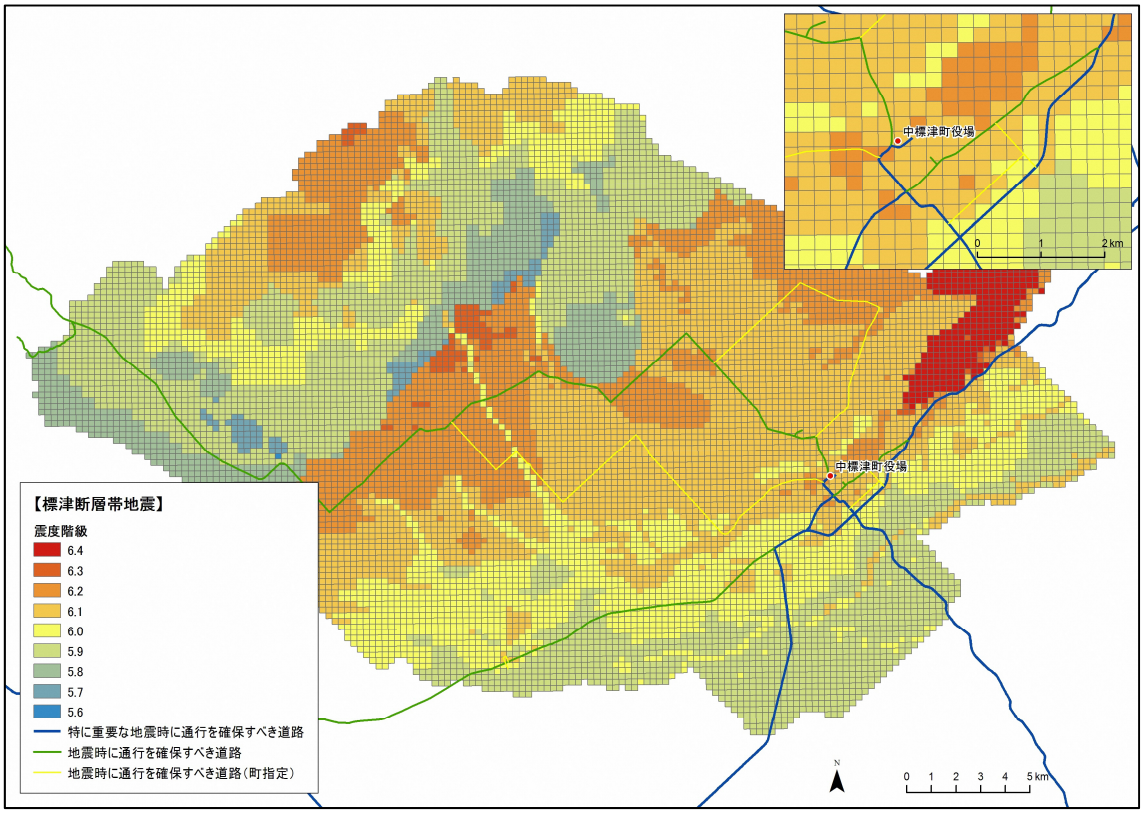

図 1-5　標津断層帯による地震の 250mメッシュ震度分布

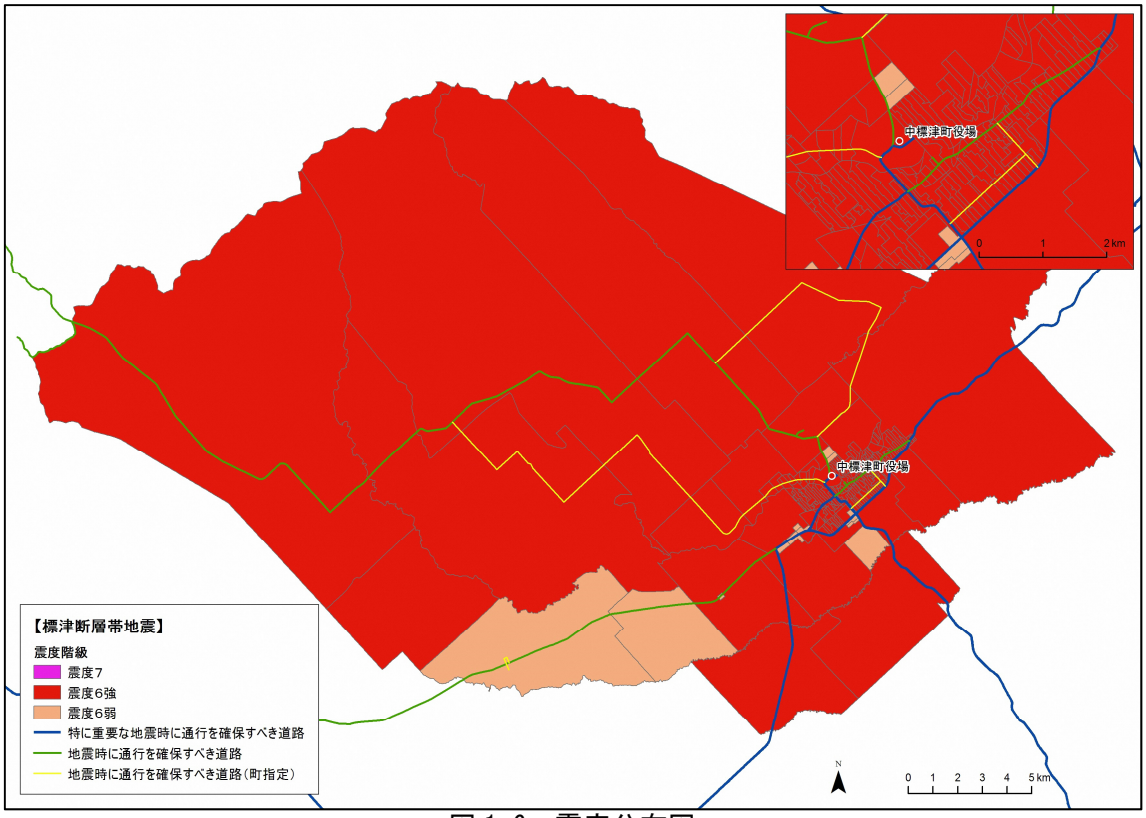

図 1-6　震度分布図

③建物及び人的な被害想定

「標津断層帯による地震」の被害想定について、北総研から 2014（平成 26）年 3 月に提供された資料をもとに、人的被害が最も多いと想定される冬の早朝に、当該地震が発生した場合における建築物及び人的被害の想定を下表に示します。

建築物被害は、全壊 118 棟、半壊 537 棟、合わせて 655 棟の全半壊が想定されています。

人的被害では、死者数は 3 名、重傷者数は 12 名、軽傷者数は 105 名、合計 120 名の被害者数が想定されています。また、避難者数は 2,592 名と想定されています。

表 1-4　建築物の被害想定

種類	冬の早朝		合計
	全壊棟数	半壊棟数	
揺れによる建物被害	116	532	648
液状化による建物被害	1未満	1	1
傾斜地崩壊による建物被害	2	4	6
合計	118	537	655

表 1-5　人的被害想定

【死者数等】

種類	冬の早朝			合計
	死者数	重傷者数	軽傷者数	
揺れによる人的被害	2	11	103	116
急傾斜崩壊による人的被害	1未満	1未満	2	3
火災被害による人的被害	1未満	1未満	1未満	1
合計	3	12	105	120

【避難者数】

種類	冬の早朝		合計
	避難所生活者数	疎開者数	
避難者数	1,685	907	2,592

資料：北海道が 2012（平成 24）年に行った「太平洋地域（十勝・釧路・根室）に係る地震動による被害調査（2014（平成 26）年 3 月提供資料）に基づく

１－２．住宅・建築物の耐震化の現況

（１）概況

中標津町の 2017（平成 29）年 10 月現在の住宅・建築物（公共建築物を除く民間建築物）の現況は、以下のとおりです。

中標津町の住宅・建築物は全体で 14,227 棟となっており、うち木造建築物は 9,519 棟（66.9%）、非木造建築物は 4,708 棟(33.1%）となっています。

建築年別にみると、建築基準法改正（新耐震基準）*前となる 1981（昭和 56）年以前の住宅・建築物は、4,744 棟（33.3%）となっています。

また構造別にみると、1981（昭和 56）年以前に建設された住宅・建築物は、木造建築物が 32.6%、非木造建築物が 34.8%を占めています。

2007（平成 19）年度に前計画を策定した時点では、1981（昭和 56）年以前の住宅・建築物は 46.2%であったため、住宅・建築物の耐震化率は向上しています。

*建築基準法改正（新耐震基準）：現行の耐震基準の原形となっている、1981（昭和 56）年 6 月に行われた建築基準法の改正。それまでの耐震基準は、中規模な地震（震度 5 弱程度）を見据えた規定となっていたが、新耐震基準では、これに加えて大規模な地震（震度 6 弱程度）が発生した場合においても、人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために、地震力に対する建築物の平面的・立体的なバランスについて新たに考慮するなど、規定の強化が行われている。

表 1-6　住宅・建築物の耐震化の現況

（棟）

	木造	非木造	合計
棟数	9,519	4,708	14,227
構成比	66.9%	33.1%	100.0%

（棟）

	木造		非木造		合計		
	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
住宅	2,568	5,449	233	451	2,801	5,900	8,701
商業業務	107	318	93	286	200	604	804
医療福祉	5	21	0	9	5	30	35
工場・農業	282	308	1,300	2,116	1,582	2,424	4,006
その他	142	319	14	206	156	525	681
小計	3,104	6,415	1,640	3,068	4,744	9,483	14,227
構成比	32.6%	67.4%	34.8%	65.2%	33.3%	66.7%	100.0%
合計		9,519		4,708			14,227

資料：中標津町　2017（平成 29）年 10 月現在

市街地別に住宅・建築物の耐震化の現況は、以下のとおりです。

1981（昭和 56）年以前の住宅・建築物が全体に占める割合は、中標津市街地で 29.3%、その他の地区で 41.5%となっており、中標津市街地の方が住宅・建築物の耐震化が進んでいることが分かります。

2007（平成 19）年度に前計画を策定した時点では、1981（昭和 56）年以前の住宅・建築物の割合は、中標津市街地で 41.1%、その他の地区では 56.7%であったため、各地区においても住宅・建築物の耐震化率は向上しています。

表 1-7　市街地別にみた住宅・建築物の耐震化の現況

（棟）

	木造		非木造		合計		
	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
中標津市街地	2,307	5,426	489	1,307	2,796	6,733	9,529
構成比	24.2%	56.9%	5.1%	13.7%	29.3%	70.7%	100.0%
その他の地区	797	989	1,151	1,761	1,948	2,750	4,698
構成比	17.0%	21.1%	24.5%	37.5%	41.5%	58.5%	100.0%
俵橋	106	125	137	201	243	326	569
武佐	91	74	108	161	199	235	434
開陽	28	69	51	74	79	143	222
俣落	60	119	199	315	259	434	693
当幌	65	144	110	242	175	386	561
豊岡	19	30	52	83	71	113	184
協和	30	31	55	83	85	114	199
上標津	39	46	73	96	112	142	254
養老牛	45	55	105	142	150	197	347
西竹	89	102	187	286	276	388	664
計根別	225	194	74	78	299	272	571
合計	3,104	6,415	1,640	3,068	4,744	9,483	14,227
構成比	21.8%	45.1%	11.5%	21.6%	33.3%	66.7%	100.0%

資料：中標津町　2017（平成 29）年 10 月現在

（２）住宅の耐震化の現況

住宅の耐震化の現況は、以下のとおりです。

中標津町の住宅は 8,701 棟となっています。うち 1981（昭和 56）年以前の建物が全体の 32.2%を占めています。

1981（昭和 56）年以前に建築された住宅の内訳は、専用住宅が 28.7%、併用住宅が 53.5%、共同住宅が 15.9%となっています。

2007（平成 19）年度に前計画を策定した時点では、1981（昭和 56）年以前の住宅の割合は 44.8%であったため、住宅の耐震化率は向上しています。

表 1-8　住宅の耐震化の現況

（棟）

		木造		非木造		合計		
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
棟数	専用住宅	1,842	4,581	122	299	1,964	4,880	6,844
	併用住宅	221	190	0	2	221	192	413
	共同住宅	48	288	28	114	76	402	478
	寄宿舎	33	23	3	6	36	29	65
	その他	424	367	80	30	504	397	901
	小計	2,568	5,449	233	451	2,801	5,900	
	合計		8,017		684		8,701	8,701
構成比	専用住宅	26.9%	66.9%	1.8%	4.4%	28.7%	71.3%	100.0%
	併用住宅	53.5%	46.0%	0.0%	0.5%	53.5%	46.5%	100.0%
	共同住宅	10.0%	60.3%	5.9%	23.8%	15.9%	84.1%	100.0%
	寄宿舎	50.8%	35.4%	4.6%	9.2%	55.4%	44.6%	100.0%
	その他	47.1%	40.7%	8.9%	3.3%	55.9%	44.1%	100.0%
	小計	29.5%	62.6%	2.7%	5.2%	32.2%	67.8%	
	合計		92.1%		7.9%		100.0%	100.0%

資料：中標津町　2017（平成 29）年 10 月現在

（３）住宅以外の民間建築物の耐震化の現況

住宅以外の民間建築物の耐震化の現況は、以下のとおりです。

住宅以外の民間建築物は 5,526 棟となっています。うち 1981（昭和 56）年以前の建物が全体の 35.2%を占めています。

1981（昭和 56）年以前に建築された建物の内訳は、商業業務施設が 24.9%、医療福祉施設が 14.3%、工場・農業施設が 39.5%となっています。

2007（平成 19）年度に前計画を策定した時点では、1981（昭和 56）年以前の民間建築物の割合は 48.4%であったため、民間建築物の耐震化率は向上しています。

表 1-9　住宅以外の民間建築物の耐震化の現況

（棟）

		木造		非木造		合計		
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
商業業務	商業施設	51	167	42	140	93	307	400
	業務施設	43	137	43	133	86	270	356
	ホテル・旅館	13	14	8	13	21	27	48
	小計	107	318	93	286	200	604	804
	構成比	13.3%	39.6%	11.6%	35.6%	24.9%	75.1%	100.0%
医療福祉	病院・診療所	3	10	0	7	3	17	20
	社会福祉施設	2	11	0	2	2	13	15
	小計	5	21	0	9	5	30	35
	構成比	14.3%	60.0%	0.0%	25.7%	14.3%	85.7%	100.0%
工場・農業	工場	33	18	76	145	109	163	272
	倉庫	161	149	626	1,114	787	1,263	2,050
	農業施設	88	141	598	857	686	998	1,684
	小計	282	308	1,300	2,116	1,582	2,424	4,006
	構成比	7.0%	7.7%	32.5%	52.8%	39.5%	60.5%	100.0%
その他	付属屋	140	292	11	146	151	438	589
	車庫	2	25	3	59	5	84	89
	その他	0	2	0	1	0	3	3
	小計	142	319	14	206	156	525	681
	構成比	20.9%	46.8%	2.1%	30.2%	22.9%	77.1%	100.0%
合計		536	966	1,407	2,617	1,943	3,583	5,526
構成比		9.7%	17.5%	25.5%	47.4%	35.2%	64.8%	100.0%

資料：中標津町　2017（平成 29）年 10 月現在

１－３．多数利用建築物等の現況

（１）多数利用建築物

中標津町における、多数の者が利用する建築物*（以下「多数利用建築物」という。）の現況は、以下のとおりです。

1981（昭和 56）年以前に建築された武佐小学校、西竹小学校、養老牛小学校の 3 校は閉鎖され、現在は多数利用建築物には該当していません。

*多数の者が利用する建築物（多数利用建築物）：耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める建築物（多数利用建築物）の要件（令第 2 条）を満たすもの。建築年は問わない。詳しくは（表 1-14）を参照のこと。

表 1-10　多数利用建築物の現況

（棟）

種類		建築物総数	S56 以前の建築物		S57 以降の建築物	耐震性有建築物数	耐震化率
				うち耐震性有			
		A	B	C	D	E=C+D	F=E/A
公共施設	学校	6	1	1	5	6	100.0%
	病院・社会福祉施設	2	0	0	2	2	100.0%
	公営住宅	14	0	0	14	14	100.0%
	官公署施設	1	1	1	0	1	100.0%
	スポーツ施設	2	0	0	2	2	100.0%
	小計	25	2	2	23	25	100.0%
民間施設	病院・診療所	1	0	-	1	1	100.0%
	ホテル・旅館	14	4	-	10	10	71.4%
	工場	3	2	-	1	1	33.3%
	業務施設	9	4	-	5	5	55.6%
	商業施設	1	1	1	0	1	100.0%
	共同住宅	12	0	-	12	12	100.0%
	小計	40	11	1	29	30	75.0%
合計		65	13	3	52	55	84.6%

資料：中標津町　2017（平成 29）年 10 月現在

表 1-11　多数利用建築物の現況

用途分類		名称	所在	建築年度		構造	延べ床面積	階数（階）		多数利用建築物			耐震性の有無が不明な建物	避難所指定	備考
				（年度）	S56以前		（㎡）	地上	地下	1号	2号	3号			
公共施設	学校														
	小学校	1 中標津小学校	西9北1	H1		RC	7,429.00	2		○				○	
		2 丸山小学校	丸山	S57		RC	4,967.00	2		○				○	
		3 東小学校	東7南7	H22		RC	6,979.00	3	1	○				○	
		4 計根別学園	計根別	H26		RC	5,471.00	2	1	○				○	
	中学校	5 中標津中学校	丸山	H15		RC	6,820.00	3		○				○	
		6 広陵中学校	東10南7	S53	○	RC	4,932.00	2		○				○	体育館改修済 校舎耐震性有
	病院・診療所														
	診療施設	1 町立中標津病院	西10南9	H10		RC	16,710.00	5	1	○					
	社会福祉施設	2 総合福祉センター	西10南9	H14		RC	2,851.20	2		○				○	福祉避難所
	公営住宅等														
	公営住宅	1 あずまグリーン団地	-	H1		RC	1,327.00	4		○					
		2 あずまグリーン団地	-	H1		RC	1,346.00	4		○					
		3 あずまグリーン団地	-	H2		RC	1,331.00	4		○					
		4 あずまグリーン団地	-	H2		RC	1,380.00	4		○					
		5 あずまグリーン団地	-	H3		RC	1,367.00	4		○					
		6 あずまグリーン団地	-	H3		RC	1,374.00	4		○					
		7 あずまグリーン団地	-	H4		RC	1,374.00	4		○					
		8 泉団地	-	H9		RC	1,661.00	3		○					
		9 泉団地	-	H10		RC	1,661.00	3		○					
		10 泉団地	-	H12		RC	1,679.00	3		○					
		11 泉団地	-	H12		RC	1,679.00	3		○					
		12 泉団地	-	H13		RC	1,679.00	3		○					
		13 西町団地	-	H15		RC	2,391.00	3		○					
		14 西町団地	-	H16		RC	2,391.00	3		○					
	その他														
	官公署施設	1 役場庁舎	丸山	S55	○	RC	5,977.62	3	1	○				○	H22改修済
	スポーツ施設	2 武道館	丸山	H5		鉄骨	1,250.80	1		○				○	
		3 総合体育館	丸山	H28		RC	6,826.26	2		○				○	
民間施設	病院・診療所														
		1 病院A	-	H10		非木造	5,327.26	3		○					
	ホテル・旅館														
		1 ホテル・旅館A	-	S52	○	木造	782.50	2		○			○		
		2 ホテル・旅館B	-	S58		非木造	1,303.08	3		○					
		3 ホテル・旅館C	-	S64		木造	289.78	2		○					
		4 ホテル・旅館D	-	S62		非木造	2,210.66	4	1	○					
		5 ホテル・旅館E	-	S54	○	非木造	796.17	5		○			○		
		6 ホテル・旅館F	-	H5		非木造	765.74	6		○					
		7 ホテル・旅館G	-	H9		非木造	3,224.29	4		○					
		8 ホテル・旅館H	-	S55	○	木造	494.31	2		○			○		
		9 ホテル・旅館I	-	S51	○	非木造	504.70	3		○			○		
		10 ホテル・旅館J	-	H14		非木造	832.37	6		○					
		11 ホテル・旅館K	-	H2		非木造	6,340.51	6		○					
		12 ホテル・旅館L	-	H8		木造	435.78	2		○					
		13 ホテル・旅館M	-	H19		非木造	935.40	7		○					
		14 ホテル・旅館N	-	H21		非木造	1,414.24	5		○					
	工場														
		1 工場A	-	S40	○	非木造	6,890.79	6		○			○		
		2 工場B	-	S57		非木造	6,457.56	6		○					
		3 工場C	-	S52	○	非木造	1,460.97	3		○			○		
	業務施設														
		1 業務施設A	-	S55	○	非木造	1,778.05	3		○			○		
		2 業務施設B	-	S60		非木造	1,504.49	3		○					
		3 業務施設C	-	S42	○	非木造	1,897.69	4		○			○		
		4 業務施設D	-	S59		非木造	719.00	3		○					
		5 業務施設E	-	S44	○	非木造	1,693.24	3		○			○		
		6 業務施設F	-	S57		非木造	216.25	2		○					
		7 業務施設G	-	S45	○	非木造	500.54	2		○			○		
		8 業務施設H	-	H9		非木造	882.65	3		○					
		9 業務施設I	-	S64		非木造	3,805.11	3		○					
	商業施設														
		1 商業施設A	-	S56	○	非木造	9,571.06	4		○					耐震性有
	共同住宅														
		1 共同住宅A	-	S62		非木造	1,636.20	5	1	○					
		2 共同住宅B	-	H2		非木造	1,122.66	3	1	○					
		3 共同住宅C	-	H5		非木造	1,604.91	5		○					
		4 共同住宅D	-	H5		非木造	1,557.39	8		○					
		5 共同住宅E	-	H10		非木造	1,541.28	7	1	○					
		6 共同住宅F	-	H13		非木造	1,097.17	5		○					
		7 共同住宅G	-	H15		非木造	1,477.50	3	1	○					
		8 共同住宅H	-	H18		非木造	1,210.24	5		○					
		9 共同住宅I	-	H8		非木造	1,255.68	4		○					
		10 共同住宅J	-	H8		非木造	1,255.68	4		○					
		11 共同住宅K	-	H9		非木造	1,255.68	4		○					
		12 共同住宅L	-	H11		非木造	1,024.92	3		○					

※学校は施設数、その他施設は棟数を示す

資料：中標津町　2017（平成29）年10月現在

※一部民間建築物は、同じ建物でも増築により構造や建築年度が異なる場合には別棟として記載している。

（２）多数利用建築物等

耐震改修促進法においては、多数利用建築物等*の所有者は、耐震改修に努めなければならないことが定められています。中標津町における多数利用建築物等の現況は、以下のとおりです。

*多数利用建築物等：耐震改修促進法に定める多数の利用者がある一定規模以上の建築物で現行の建築基準法などに満たない建築物。これに基づくこれらの建築物については、所管行政庁（中標津町においては北海道）が、所有者に対して耐震化の指導・助言を実施し、指導に従わないものに対しては指示及び公表し、更に安全性に問題のあるものには勧告、命令を行うことが定められている。

①多数利用建築物

2007（平成 19）年度に前計画を策定した際、中標津町における多数利用建築物の公共建築物は、文教施設が 6 施設、役場庁舎が 1 施設、体育館が 1 施設の計 8 施設でした。そのうち、6 施設は閉鎖又は除却され、その他の施設は耐震改修済み又は耐震診断により耐震性が確認されています。

また、民間建築物では、ホテルが 3 施設、店舗が 1 施設、事務所が 2 施設の計 6 施設でした。ホテルのうち、1 施設は除却され、店舗の 1 施設は耐震性が確認されていますが、それ以外の 1981（昭和 56）年以前に建築された建物について、耐震診断の実施状況は不明となっています。

表 1-12　多数利用建築物の現況

区分	名称	竣工年	構造	階数		耐震診断	現況
				地上	地下		
公共施設	武佐小学校	S38	ブロック	2		H20	閉鎖のため現在は第 1 号建築物から除外
	養老牛小学校	S41	鉄骨	2		H21	
	西竹小学校	S40	RC	2		H21	
	計根別小学校	S41	鉄骨	2		－	除却されている（H27 計根別学園へ移行）
	計根別中学校	S38	ブロック	2		－	
	広陵中学校	S53	RC	2		H21	校舎:耐震性有　体育館:H23 改修されている
	中標津町役場庁舎	S55	RC	3	1	H21	H22 改修されている
	中標津体育館	S43	鉄骨	1		－	除却されている(H28 総合体育館へ移行)
民間施設	ホテル・旅館 A,B	S52	-	3		不明	
	ホテル・旅館 C,D	S51	-	4	1	不明	
	ホテル・旅館 O	S52	-	4		不明	除却されている
	商業施設 A	S56	RC	4		H27	耐震性有
	業務施設 A	S55	鉄骨	3		不明	
	業務施設 E,F	S44	RC	4		不明	
	業務施設 C,D	S42	RC	4		不明	
	工場 A,B	S40	-	6		不明	
	工場 C	S52	-	3		不明	

資料：中標津町調べ　2017（平成 29）年 10 月現在

なお、多数利用建築物のうち、公共施設の耐震化の現況は、以下のとおりです。

表 1-13　公共建築物の耐震化現況

施設名称		構造	階数	延床面積	竣工年	耐震診断の実施	耐震診断の結果	耐震改修	判定係数	耐震化の方針
武佐小学校	校舎	ブロック	2	1,607	S38	-	-	-	-	H29.3 閉校
	体育館	鉄骨	1	391	S47	H20	補強必要	H22	0.26	閉鎖
計根別小学校	校舎	鉄骨	2	1,428	S41	-	改築	-	-	H27.4 学園統合
	体育館	鉄骨	1	513	S41	H21 耐力度	改築	-	-	H29 除却
養老牛小学校	校舎	鉄骨	2	1,155	S41	-	-	-	-	H24.3 閉校
	体育館	鉄骨	1	506	S50	H21	補強必要	-	0.16	閉鎖
西竹小学校	校舎	RC	2	1,935	S40	-	-	-	-	H27.3 閉校
	体育館	鉄骨	1	468	S56	H21	補強必要	H24	0.37	閉鎖
広陵中学校	校舎	RC	2	4,005	S53	H21	補強不要	-	0.99	耐震性有
	体育館	鉄骨	1	927	S53	H21	補強必要	H23	0.56	耐震改修済
計根別中学校	校舎	ブロック	2	1,526	S38	H21 耐力度	改築	-	-	H27.4 学園統合 H27 校舎除却 H28 体育館除却
	体育館	鉄骨	1	513	S40	H21 耐力度	改築	-	-	
中標津町役場		RC	3	5,977	S55	H21	補強必要	H22	-	耐震改修済
中標津体育館		鉄骨	2	2,417	S43	-	改築	-	-	H29 除却

資料：中標津町調べ　2017（平成 29）年 10 月現在

表 1-14　耐震改修促進法第 14 条 1 号に規定する建築物

規模	用途
２階以上かつ 500㎡以上	・幼稚園、保育所
２階以上かつ 1,000㎡以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	・体育館（一般公共の用に供されるもの）
３階以上かつ 1,000㎡以上	・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2007（平成 19）年度に前計画を策定した際、中標津町における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物*は、給油取扱所（スタンドなど）が 8 施設、一般取扱所が 1 施設の計 9 施設でした。そのうち、4 施設は閉鎖、除却、用途変更されていますが、5 施設について、耐震診断の実施状況は不明となっています。

表 1-15　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現況

区分	名称	竣工年	構造	階数		現況
				地上	地下	
民間施設	給油所 A	S49	鉄骨	1		閉鎖のため対象建築物から除外
	給油所 B	S37	RC	1		
	給油所 C	S41	RC	1		
	給油所 D	S42	RC	1		
	給油所 E	S43	鉄骨	1		
	給油所 F	S45	鉄骨	1		用途変更のため対象建築物から除外
	給油所 G	S45	RC	1		建物除却済みのため対象建築物から除外
	給油所 H	S55	鉄骨	1		
	一般取扱所 I	S41	鉄骨	1		建物除却済みのため対象建築物から除外

資料：中標津町調べ　2017（平成 29）年 10 月現在

*危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物：火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。詳しくは（表 1-16）を参照のこと。

表 1-16　耐震改修促進法第 14 条 2 号に規定する危険物の処理場又は貯蔵場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ　火薬	１０ｔ
ロ　爆薬	５ｔ
ハ　工業雷管及び電気雷管	５０万個
ニ　銃用雷管	５００万個
ホ　信号雷管	５０万個
ヘ　実包	５万個
ト　空砲	５万個
チ　信管及び火管	５万個
リ　導爆線	５００ｋｍ
ヌ　導火線	５００ｋｍ
ル　電気導火線	５万個
ヲ　信号炎管及び信号火箭	２ｔ
ワ　煙火	２ｔ
カ　その他火薬を使用した火工品	１０ｔ
その他爆薬を使用した火工品	５ｔ
② 消防法第２条第７項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の１０倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第４備考第６号に規定する可燃性固体類及び同表備考第８号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類３０ｔ 可燃性液体類２０m^3
④ マッチ	３００マッチトン*
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	２万m^3
⑥ 圧縮ガス	２０万m^3
⑦ 液化ガス	２，０００ｔ
⑧ 毒物及び劇薬取締法第２　条第１　項に規定する毒物又は同条第２項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物２０ｔ 劇物２００ｔ

*マッチトン：マッチの計量単位。１マッチトンは、並列マッチ（56×36×17㎜）で 7,200 個、約 120kg

③避難路沿道建築物

2007（平成 19）年度に前計画を策定した際、中標津町における避難路沿道建築物*は、宿泊施設が 3 施設、商業施設が 5 施設の計 8 施設となっています。

そのうち、2 施設は除却されていますが、6 施設について、耐震診断の実施状況は不明となっています。

表 1-17　避難路沿道建築物の現況

区分	名称	竣工年	構造	階数		現況
				地上	地下	
民間施設	ホテル・旅館 O	S52	鉄骨	4		除却されたため対象外となっている
	ホテル・旅館 P	S51	鉄骨	2		
	ホテル・旅館 H,I,J	S51	鉄骨	6		
	商業施設 B	S46	RC	2		除却されたため対象外となっている
	商業施設 C	S52	鉄骨	2		
	商業施設 D	S51	鉄骨	3		
	商業施設 E	S38	鉄骨	2		
	商業施設 F	S55	木造	3		

資料：中標津町調べ　2017（平成 29）年 8 月現在

*避難度沿道建築物：地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が北海道又は中標津町耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの。詳しくは（図 1-7）を参照のこと。

【参考】耐震改修促進法第 14 条 3 号に規定する避難路沿道建築物

- 幅員 12m以下の場合 6m＋前面道路までの水平距離
- 幅員 12mを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離＋前面道路までの水平距離

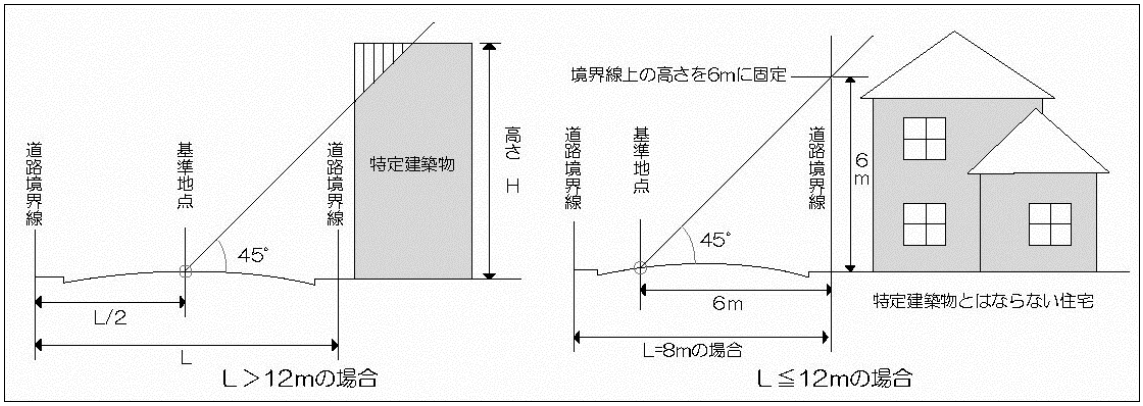

図 1-7　耐震改修促進法第 14 条 3 号に規定する建築物

１－４．中標津町が所有する公共建築物の耐震化の現況

中標津町が所有する公共建築物の現況は、以下のとおりです。

このうち、1981（昭和 56）年以前の建物については 187 施設であり、全体の 54.5%が該当しています。

表 1-18　中標津町が所有する公共建築物の現況

（棟）

用途分類		木造		非木造		合計		
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	合計
1.学校	1.幼稚園	0	0	1	0	1	0	1
	2.小学校	1	0	0	4	1	4	5
	3.中学校	0	0	1	1	1	1	2
	4.高等学校	0	0	0	2	0	2	2
	小計	1	0	2	7	3	7	10
	構成比	10.0%	0.0%	20.0%	70.0%	30.0%	70.0%	100.0%
2.病院・診療所	1.診療施設	0	0	0	2	0	2	2
	小計	0	0	0	2	0	2	2
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
3.社会福祉施設	1.児童福祉施設	1	1	2	2	3	3	6
	2.老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	3.その他社会福祉施設	0	2	0	2	0	4	4
	小計	1	3	2	4	3	7	10
	構成比	10.0%	30.0%	20.0%	40.0%	30.0%	70.0%	100.0%
4.ホテル・旅館等	1.ホテル・旅館	0	0	0	0	0	0	0
	2.その他	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.公営住宅	1 公営住宅	0	2	50	51	50	53	103
	2.職員住宅	1	1	0	2	1	3	4
	3.教員住宅	67	54	37	0	104	54	158
	小計	68	57	87	53	155	110	265
	構成比	25.7%	21.5%	32.8%	20.0%	58.5%	41.5%	100.0%
6.その他	1.官公署施設	0	0	1	1	1	1	2
	2.文化施設	0	0	1	0	1	0	1
	3.スポーツ施設	0	1	0	3	0	4	4
	4.公民館等	3	3	0	1	3	4	7
	5.会館以外の集会施設	7	3	9	7	16	10	26
	5.その他	3	2	2	9	5	11	16
	小計	13	9	13	21	26	30	56
	構成比	23.2%	16.1%	23.2%	37.5%	46.4%	53.6%	100.0%
合計		83	69	104	87	187	156	343
	構成比	24.2%	20.1%	30.3%	25.4%	54.5%	45.5%	100.0%

資料：中標津町調べ　2017（平成 29）年 10 月現在

１－５．関連計画の整理

（１）国の基本方針

耐震改修促進法 4 条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（2016（平成 28）年 1 月 26 日　国土交通大臣告示第 529 号）の概要は以下のとおりです。

１ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

○住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する。

○公共建築物については、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも強力に耐震化の促進に取り組む。

○所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物に関する耐震診断結果の公表の他、すべての特定既存耐震不適格建築物に対して指導・助言を実施するよう努める。

また、一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を行う。

○耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の脱落防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても実施に努める。

２ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

○住宅及び多数利用建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の住宅 82%、多数利用建築物 85%を、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標（平成 25 年から平成 32 年までに住宅の耐震改修は約 130 万戸、多数利用建築物の耐震改修は約 3 万棟の実施が必要）

また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、平成 25 年から平成 32 年までに、少なくとも住宅は約 130 万戸、多数利用建築物で約 3 万棟の実施が必要。

３ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

○建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。

○建築物の敷地の規定を新たに追加。

４ 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

○地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

５ 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

○都道府県耐震改修促進計画を「改正法（平成 25 年法律第 20 号）」の施行後速やかに改定。

○耐震改修等の目標を策定。特に耐震診断義務付け対象建築物については耐震化の状況を検証。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定。

○庁舎・病院・学校体育館等の大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物の指定。

○地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。

○所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー等の開催、情報提供等、啓発・普及、町内会等との連携策について記載。

○市町村耐震改修促進計画を「改正法（平成 25 年法律第 20 号）」の施行後速やかに改定。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して作成。

資料：国土交通省ホームページより編集

（２）北海道耐震改修促進計画　2016（平成 28）年 5 月策定

根拠法	耐震改修促進法
計画期間	2016（平成28）年度～2020（平成32）年度

■概要

・住宅及び多数利用建築物の 2020（平成 32）年における耐震化目標を 95%と設定
（現況：住宅の耐震化率約 86.5%、多数利用建築物の耐震化率約 93.0%）

・施策の基本的方向として下記に示す 3 つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。

○基本的方向

1　住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
2　耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
3　耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

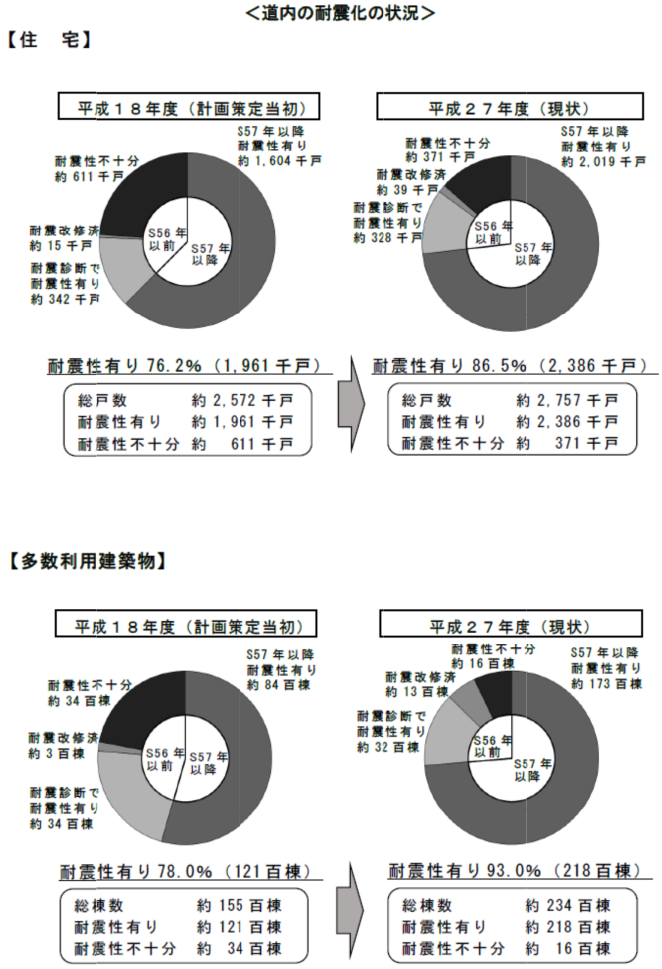

資料：北海道耐震改修促進計画　2016 年（平成 28 年）

図 1-8　道内の耐震化の状況

（３）中標津町地域防災計画　2014（平成 26）年 3 月改定

根拠法	災害対策基本法

■概要（地震防災計画編）

・地震想定：「根室沖・釧路沖の地震（規模 8.3、震度 5 強）」、「標津断層帯の地震（規模 7.7、震度 6 弱）」、「全国どこでも起こりうる直下型の地震（規模 6.9、震度 6 弱）」の 3 つの地震を想定

・建築物の安全化

防災拠点や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化を図る。

住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

１－６　現況調査からみた課題

（１）大規模な地震に備えた総合的な地震対策の推進

中標津町は 1994（平成 6）年に発生した北海道東方沖地震における 3,499 棟にも及ぶ住宅被害など、過去に多くの地震被害を受けている地域であり、今後も「根室沖・釧路沖」や「標津断層帯」で大規模な地震が発生する可能性がある地域です。

住宅・建築物の被害は、死者発生の主要因であるばかりではなく、出火・火災延焼、避難者の発生、救急活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となります。

今後も大規模な地震に備え、住宅・建築物を含めた総合的な地震対策を進めることが求められています。

（２）住宅・建築物の耐震化の推進

中標津町の住宅・建築物 14,227 棟のうち、33.3%が旧耐震基準である 1981（昭和 56）年以前の建築物です。

用途別にみると、住宅の 32.2%、商業業務施設の 24.9%、医療福祉施設の 14.3%、工場・農業施設の 39.5%が 1981（昭和 56）年以前の建築物となっています。

阪神・淡路大震災における人的被害の多くは、住宅や建物の倒壊に起因する*ものとされており、地震被害の軽減を図るために、住宅・建築物の耐震化の推進が必要です。

国・北海道では、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を 2020（平成 32）年までに 95%にすることを目標としており、中標津町においても住宅・建築物の耐震化の推進に向け、各種施策の充実を図ることが求められています。

（３）多数利用建築物の耐震化の推進

住宅・建築物の中でも、特に多数利用建築物については、早急な耐震改修が求められます。

中標津町における多数利用建築物の内、耐震性を有する施設は 84.6%となっており、今後も積極的に耐震改修を推進することが必要です。

地域防災計画で指定避難所に指定されている、学校などの公共施設等は既に耐震化済みであり、今後は民間施設の耐震化の促進が必要です。

（４）適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の技術力向上

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、建築士や工務店等の技術者が耐震化について必要な知識、技術等の習得に努め、資質の向上を図ることが望ましいことです*。

耐震改修の相談体制の確立、適切な情報提供、技術者の技術力向上など、町民の適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者育成が必要です。

*「北海道耐震改修促進計画」2016（平成 28）年 5 月による

２．耐震診断・改修に関する住民意向

２－１．住民アンケート結果

（１）調査の概要

中標津町内で 1981（昭和 56）年以前に建築された戸建て住宅に住む世帯を対象に、耐震診断・耐震改修についてのアンケート調査を実施しました。調査対象者の中から無作為に抽出した 966 世帯に調査票を配布し、回収された調査票は 456 票、回収率は 47.2％となりました。

【アンケート調査の実施概要】

実施期間：2017（平成 29）年 10 月 5 日～10 月 23 日
配布回収：郵送による配布・回収
調査対象：1981（昭和 56）年以前に建築された戸建て住宅に住む 966 世帯
回収票数：456 票
回収率　：47.2％

（２）調査結果

①性別

回答者の性別は、男性が 68.9％、女性が 16.9％と男性の割合が高くなっています。

図表 2-1　性別

設問	回答数	割合
男性	314	68.9%
女性	77	16.9%
無回答	65	14.3%
計	456	100.0%

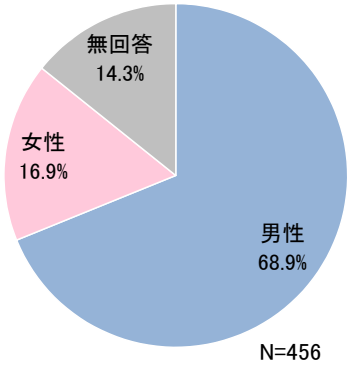

②年代

回答者の年齢は、70 代以上が最も多く 56.1%と半数以上を占め、次いで、60 代が 28.9%、50 代が 8.1%となっており、高齢者の割合が高くなっています。

図表 2-2　年代

設問	回答数	割合
10代	0	0.0%
20代	0	0.0%
30代	6	1.3%
40代	17	3.7%
50代	37	8.1%
60代	132	28.9%
70代以上	256	56.1%
無回答	8	1.8%
計	456	100.0%

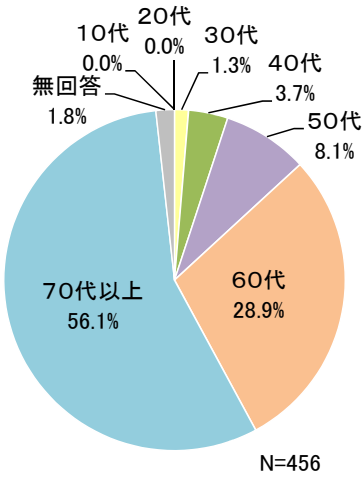

③居住地区

回答者の居住地区は、中標津市街地が 81.4%と最も多く、中標津町郊外が 14.0%、計根別市街地が 1.8%となっており、中標津市街地が大半を占めています。

図表 2-3　居住地区

設問	回答数	割合
中標津町市街地	371	81.4%
中標津町郊外地	64	14.0%
計根別市街地	8	1.8%
無回答	13	2.9%
計	456	100.0%

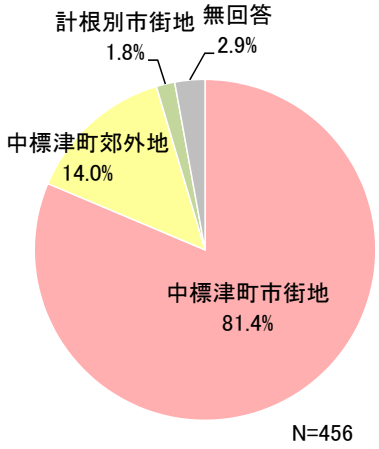

④職業

回答者の職業は、無職が 55.3%と最も多く、次いで、会社員・団体職員が 14.0%、自営業が 11.0%となっており、無職が半数以上を占めています。

図表 2-4　職業

設問	回答数	割合
会社員・団体職員	64	14.0%
公務員	2	0.4%
農林業・漁業	27	5.9%
自営業	50	11.0%
学生	0	0.0%
専業主婦(主夫)	17	3.7%
パート・アルバイト	23	5.0%
無職	252	55.3%
その他	13	2.9%
無回答・無効回答	8	1.8%
計	456	100.0%

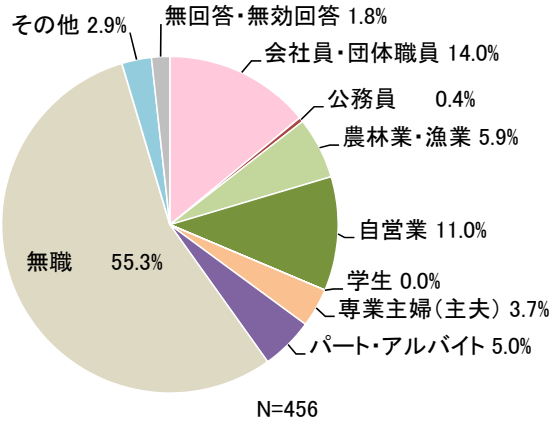

⑤家族構成

回答者の家族構成は、2 人が 55.9%と最も多く、次いで、3 人が 20.4%、単身（1 人）が 12.5%となっており、2 人世帯が半数以上を占めています。

図表 2-5　家族構成

設問	回答数	割合
1人	57	12.5%
2人	255	55.9%
3人	93	20.4%
4人	28	6.1%
5人	7	1.5%
6人以上	10	2.2%
無回答	6	1.3%
計	456	100.0%

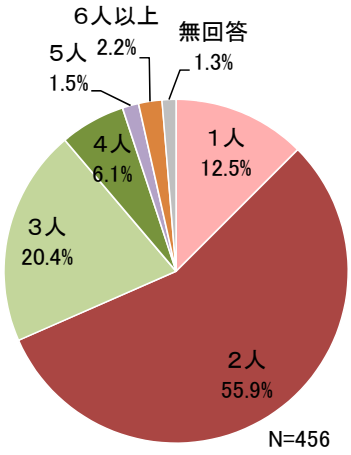

⑥土地の所有状況

土地の所有状況は、所有しているが 74.8%と最も多く、次いで、借地が 22.6%となっており、土地を所有している回答者が多くを占めています。

図表 2-6　土地の所有状況

設問	回答数	割合
所有している	341	74.8%
借地	103	22.6%
その他	3	0.7%
無回答	9	2.0%
計	456	100.0%

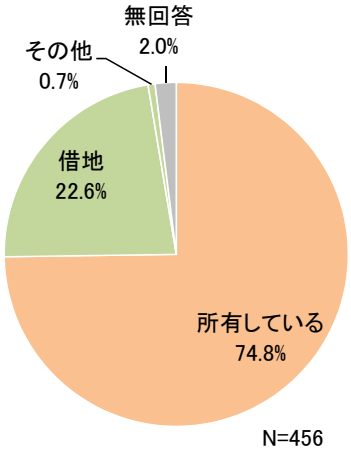

⑦住宅の階数

住んでいる住宅の階数は、2 階建てが 81.1%と最も多く、次いで、平屋建てが 16.9%、3 階建てが 0.7%となっており、2 階建ての住宅が大半を占めています。

図表 2-7　住宅の階数

設問	回答数	割合
平屋建て	77	16.9%
2階建て	370	81.1%
3階建て戸建	3	0.7%
その他	0	0.0%
無回答	6	1.3%
計	456	100.0%

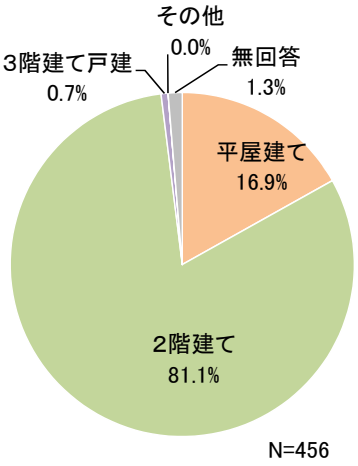

⑧住宅の延べ面積

住んでいる住宅の延べ面積は、100～200 ㎡が 50.4%と半数を占め、次いで、100 ㎡未満が 33.3%となっており、広めの住宅が多くなっています。

図表 2-8　住宅の延べ面積

設問	回答数	割合
100㎡未満	152	33.3%
100～200㎡	230	50.4%
200～300㎡	14	3.1%
300㎡以上	11	2.4%
無回答	49	10.7%
計	456	100.0%

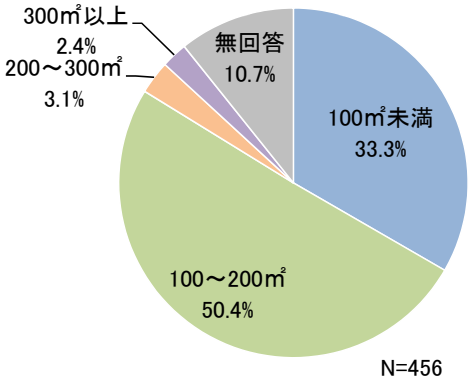

⑨住宅の完成時期

住んでいる住宅の完成時期は、昭和 46 年～昭和 56 年が 75.0%と多数を占め、次いで、昭和 36 年～昭和 45 年が 16.2%、昭和 26 年～昭和 35 年が 4.2%となっており、築後 45 年以上経過し老朽化が進んだ昭和 45 年以前の住宅は 21.3%となっています。

図表 2-9　住宅の完成時期

設問	回答数	割合
昭和25年以前	4	0.9%
昭和26年～昭和35年	19	4.2%
昭和36年～昭和45年	74	16.2%
昭和46年～昭和56年	342	75.0%
無回答・無効回答	17	3.7%
計	456	100.0%

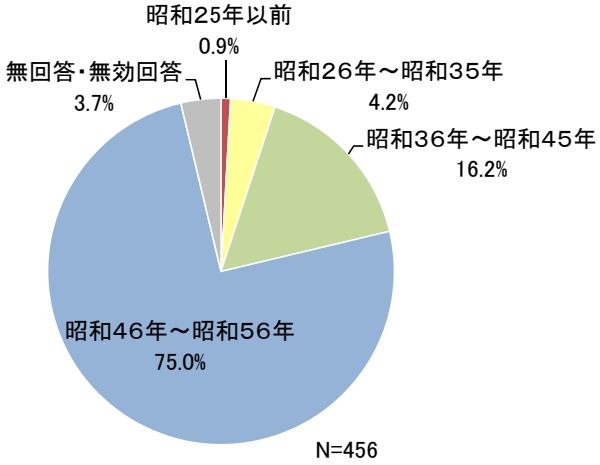

⑩-1 耐震診断の実施状況

耐震診断の実施状況は、「耐震診断をしていないし、今後も予定はない」が 71.3%と最も多く、次いで、「耐震診断をしていないが、今後したいと思っている」が 10.5%、「耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていなかった」が 3.3%、「耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていた」が 1.5%となっています。

耐震診断を実施したと回答した人は全体の 4.8%、そのうち、「耐震診断を行い、耐震性が確保されていた」と回答した人は 31.8%を占めています。

また、今後耐震診断をしたいと考えている割合が 10.5%となっており、耐震診断を促進する必要があります。

図表 2-10　耐震診断の実施状況

設問	回答数	割合
耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていた	7	1.5%
耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていなかった	15	3.3%
耐震診断をしていないし、今後も予定はない	325	71.3%
耐震診断をしていないが、今後耐震診断をしたいと思っている	48	10.5%
無回答・無効回答	61	13.4%
計	456	100.0%

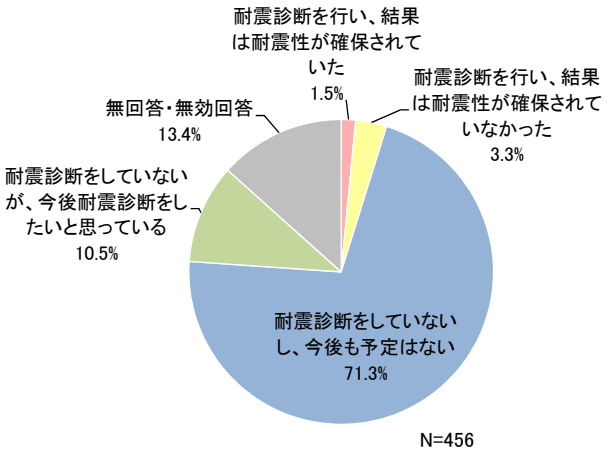

⑩-2 耐震診断の希望時期

耐震診断の実施状況については、「耐震診断をしていないが、今後したいと思っている」と回答した人のうち、耐震診断の実施希望時期を、平成 30 年度から平成 33 年度と希望する人が 20.9%となっており、耐震診断の支援を検討する必要があります。

図表 2-11　耐震診断の希望時期

設問	回答数	割合
H30	5	10.4%
H31	0	0.0%
H32	3	6.3%
H33	2	4.2%
未定	2	4.2%
その他	5	10.4%
無回答	31	64.6%
計	48	100.0%

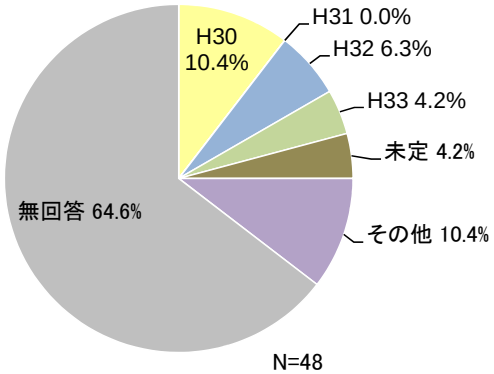

⑩-3 耐震診断をしていない理由

耐震診断の実施状況について、「耐震診断をしていない」と回答した理由は、「資金がない」が 45.6%と最も多く、次いで、「高齢なのでしなくてよいと思っている」が 41.3%、「自分の家は心配ないと思っている」が 19.0%、「相談先がわからない」が 17.4%となっています。

旧耐震基準の住宅に対する知識の普及や耐震化に係る意識啓発、相談体制の充実等を図っていく必要があります。

図表 2-12　耐震診断をしていない理由

設問	回答数	割合
自分の家は心配ないと思っている	71	19.0%
資金がない	170	45.6%
高齢なのでしなくてよいと思っている	154	41.3%
相談先がわからない	65	17.4%
その他	43	11.5%
無回答	12	3.2%
サンプル数	373	100.0%

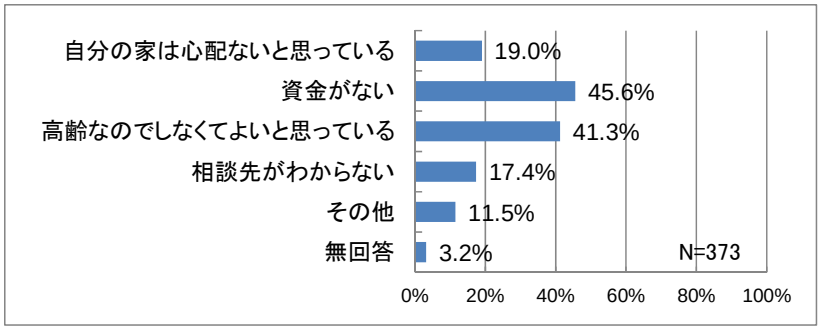

⑪-1 耐震改修工事の実施状況

耐震改修工事の実施状況は、「耐震改修工事はしていないし、今後も予定はない」が 51.3％と最も多く、次いで「耐震改修工事はしていないが、今後耐震改修工事をしたいと思っている」が 7.0％、「耐震改修工事をした」が 2.2％となっています。

少ないながらも耐震改修工事を希望している人もいるため、耐震改修工事への補助について継続していくとともに、耐震改修工事の普及策について検討する必要があります。

図表 2-13　耐震改修工事の実施状況

設問	回答数	割合
耐震改修工事をした	10	2.2%
耐震改修工事はしていないし、今後も予定はない	234	51.3%
耐震改修工事はしてないが、今後耐震工事をしたいと思っている	32	7.0%
無回答・無効回答	180	39.5%
計	456	100.0%

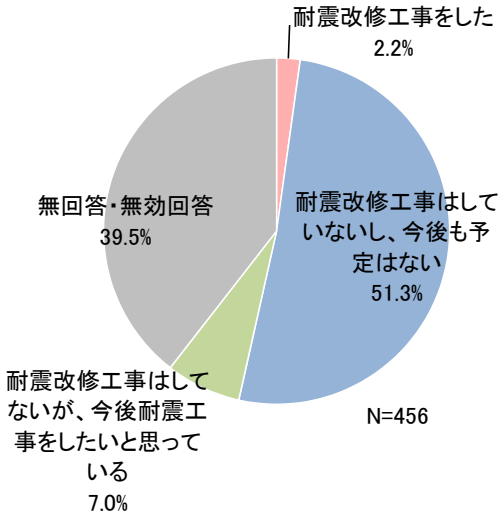

⑪-2 耐震改修工事の希望時期

耐震診断の希望時期について、「耐震改修工事をしていないが、今後耐震改修工事をしたいと思っている」と回答した人の耐震改修工事の予定は、平成 30 年度から平成 33 年度の実施を希望している人が 10.5％にとどまっており、耐震改修工事に対する意識啓発等の必要があります。

図表 2-14　耐震改修工事の希望時期

設問	回答数	割合
H30	2	4.2%
H31	0	0.0%
H32	2	4.2%
H33	1	2.1%
未定	5	10.4%
その他	4	8.3%
無回答	18	37.5%
計	32	66.7%

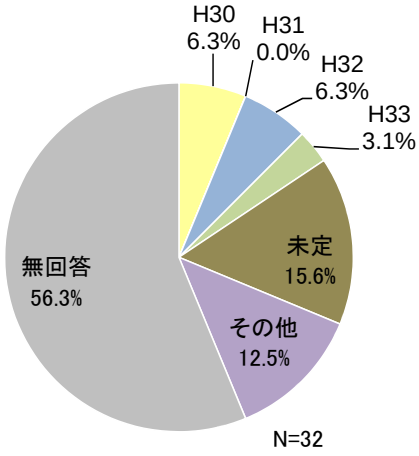

⑪-3 耐震改修工事をしていない理由

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をしていない」と回答した理由は、「高齢であきらめている」が 45.9%と最も多く、次いで、「資金がない」が 44.4%、「自分の家は心配ないと思っている」が 19.2%、「相談先がわからない」が 14.3%となっています。

旧耐震基準の住宅に対する知識の普及や耐震化に係る意識啓発、相談体制の充実等を図っていく必要があります

図表 2-15　耐震改修工事をしていない理由

設問	回答数	割合
自分の家は心配ないと思っている	51	19.2%
資金がない	118	44.4%
高齢であきらめている	122	45.9%
相談先がわからない	38	14.3%
その他	23	8.6%
無回答	16	6.0%
サンプル数	266	100.0%

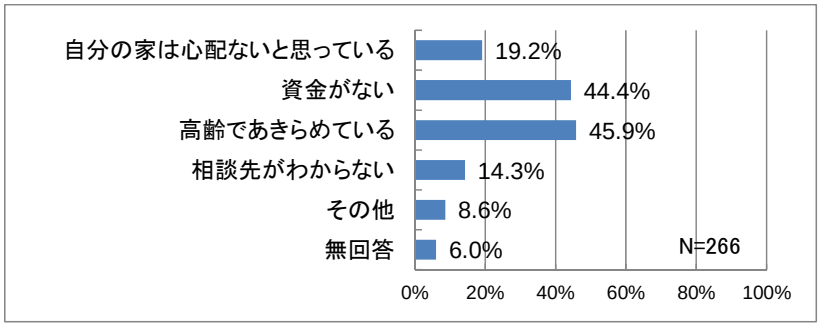

⑪-4 耐震改修工事の内容

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をした」と回答した人の工事内容は、「壁の新設・補強」が 90.0%と最も多く、次いで「筋交いの設置」と「金具による補強」が 60.0%、「基礎の補強」が 20.0%となっています。

図表 2-16　耐震改修工事の内容

設問	回答数	割合
壁の新設･補強	9	90.0%
筋交いの設置	6	60.0%
基礎の補強	2	20.0%
金具による補強	6	60.0%
その他	2	20.0%
無回答	0	0.0%
サンプル数	10	100.0%

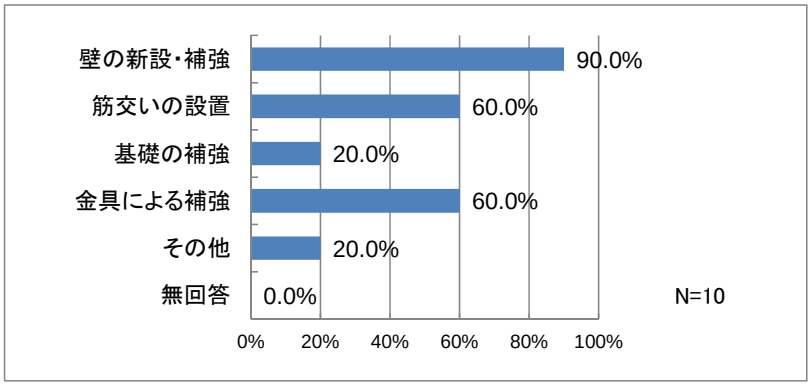

⑪-5 耐震改修工事の費用

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をした」と回答した人の工事費用は、「500 万円以上」が 40.0%と最も多く、次いで、「300～400 万円」が 20.0%となっています。

図表 2-17　耐震改修工事の費用

設問	回答数	割合
200万円未満	1	10.0%
200～300万円	1	10.0%
300～400万円	2	20.0%
400～500万円	1	10.0%
500万円以上	4	40.0%
不明	0	0.0%
無回答	1	10.0%
計	10	2.2%

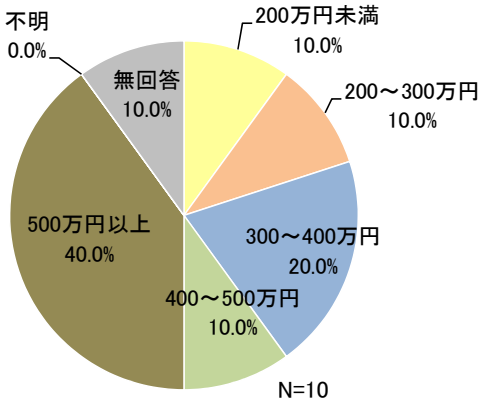

⑪-6 耐震改修工事の資金調達

耐震改修工事の実施状況について、「耐震改修工事をした」と回答した人の工事の資金調達は、「自己資金」が 80.0%と大半を占め、次いで、「金融機関による融資」が 20.0%、「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」が 10.0%となっています。

「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」について、より利用促進を図っていく必要があります。

図表 2-18　耐震改修工事の資金調達

設問	回答数	割合
自己資金	8	80.0%
金融機関による融資	2	20.0%
「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」	1	10.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
サンプル数	10	100.0%

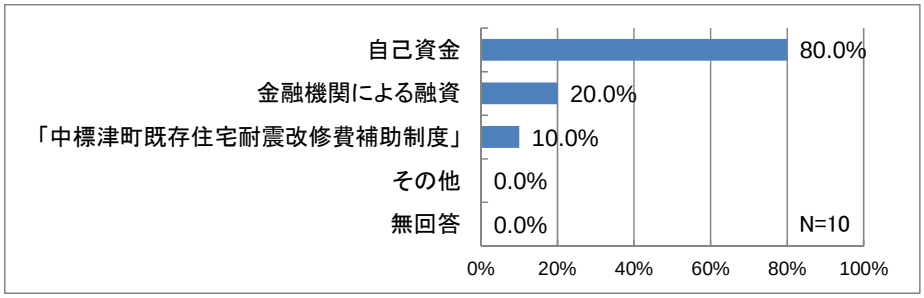

⑫「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の認知度

中標津町の支援策である「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の認知度は、「知らなかった」が 85.1%と大半を占め、「知っていた」は 11.4%にとどまりました。

中標津町による「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」について、施策対象者に向けて認知度を高めていく必要があります。

図表 2-19　「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の認知度

設問	回答数	割合
知っていた	52	11.4%
知らなかった	388	85.1%
その他	1	0.2%
無回答	15	3.3%
計	456	100.0%

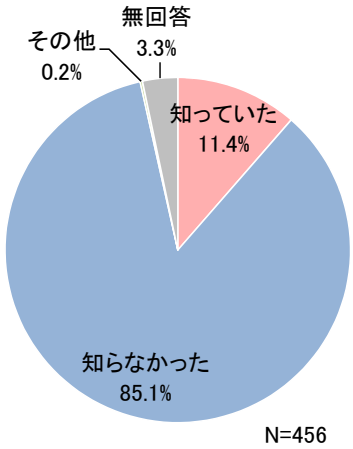

⑬根室振興局による「無料耐震診断」の認知度

北海道根室振興局が行っている「無料耐震診断」についての認知度は、「知らなかった」が 92.1%と大半を占め、「知っていた」は 4.8%にとどまりました。

北海道根室振興局が行っている「無料耐震診断」について、認知度を高めていく必要があります。

図表 2-20　根室総合振興局による「無料耐震診断」の認知度

設問	回答数	割合
知っていた	22	4.8%
知らなかった	420	92.1%
その他	0	0.0%
無回答	14	3.1%
計	456	100.0%

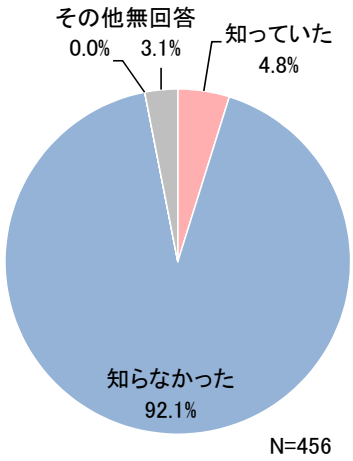

⑭住宅の除却に対する補助制度に関する利用意向

仮に旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工）で耐震性が確保されていない「住宅の除却に対する補助制度」が創設された場合の利用意向は、「利用しない」が 37.9%と「利用したい」の 30.9%をやや上回りましたが、利用を希望する人は全体の約 3 割を占めています。

「利用しない」理由として、高齢であきらめている事や資金がないこと等が多く挙げられています。

住宅の耐震化対策だけでなく、空き家対策としても有効であるため、「住宅の除却に対する補助制度」について、検討していく必要があります。

図表 2-21　住宅の除却に対する補助制度に関する利用意向

設問	回答数	割合
利用したい	141	30.9%
利用しない	169	37.1%
その他	75	16.4%
無回答	71	15.6%
計	456	100.0%

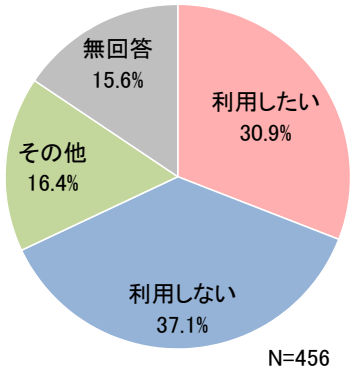

３．建築物の耐震化の目標

３－１．建築物の耐震化の目標

（１）目標値についての基本的な考え方

災害時における建築物の被害及び人的被害の軽減のためには、1981（昭和 56）年 6 月以前のいわゆる旧耐震基準により建設された建築物について、現行の耐震基準に適合した十分な耐震性が確保されているかを調査し、倒壊の危険のある建築物については、耐震改修や建替えを行うことが必要です。

こうした耐震化が必要な建築物数を把握し､目標値を定めて各種施策を推進することで、耐震化の推進を図ります。

国・北海道においては、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を、2020（平成 32）年度までに少なくとも 95%にすることを目標として設定しています。

中標津町における住宅及び多数利用建築物の耐震化率の目標も、これに準じ 2020（平成 32）年度までに少なくとも 95%に設定することとします。

また、中標津町が所有する多数利用建築物及び防災上重要な建築物は、2017（平成 29）年度時点で全て耐震化済みとなっています。

表 3-1　建築物の耐震化率の目標（まとめ）

種別	現況	2020（平成32）年度目標
住宅*	81.6 %	95.0%
多数利用建築物	84.6 %	95.0%

*住宅は 2013（平成 25）年住宅・土地統計調査をもとに推計（40 頁参照）

（２）住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化目標は、国の基本方針、北海道耐震改修促進計画に示す耐震化目標に準じ、2020（平成 32）年度で耐震化率 95%を目指すものと設定します。

中標津町における現況の耐震化率は 81.6%、耐震改修を必要とする住宅は約 1,900 戸あると推計されます。

中標津町公営住宅等長寿命化計画では、2027（平成 39）年主世帯数を 11,580 世帯と推計しています。

この推計値と 2015（平成 27）年国勢調査による主世帯数 10,023 世帯をもとに、2020（平成 32）年の主世帯数を約 10,800 世帯（10,023+（11,580−10,023）×5/12）、住宅戸数を約 11,000 戸と設定すると、国・北海道が目標とする耐震化率 95%を実現するためには、従来よりも耐震改修や建替えのペースを加速化させることが必要な状況です。

表 3-2　住宅の耐震化の目標

項目	住宅の耐震化の状況*1	目標（2020（平成32）年度）	
a 総戸数	約10,300戸	約11,000戸 *2	
b 耐震性あり	約 8,400戸	約10,450戸	a×0.95
c 耐震性なし	約 1,900戸	約 550戸	a-b
d 耐震化率(b/a)	81.6%	95.0%	国・北海道の目標に準じる

*1　住宅・土地統計調査 2013（平成 25）年の住宅数を基準にした推計値。

*2　中標津町公営住宅等長寿命化計画に基づく推計値(2027（平成 39）年目標)を適用。

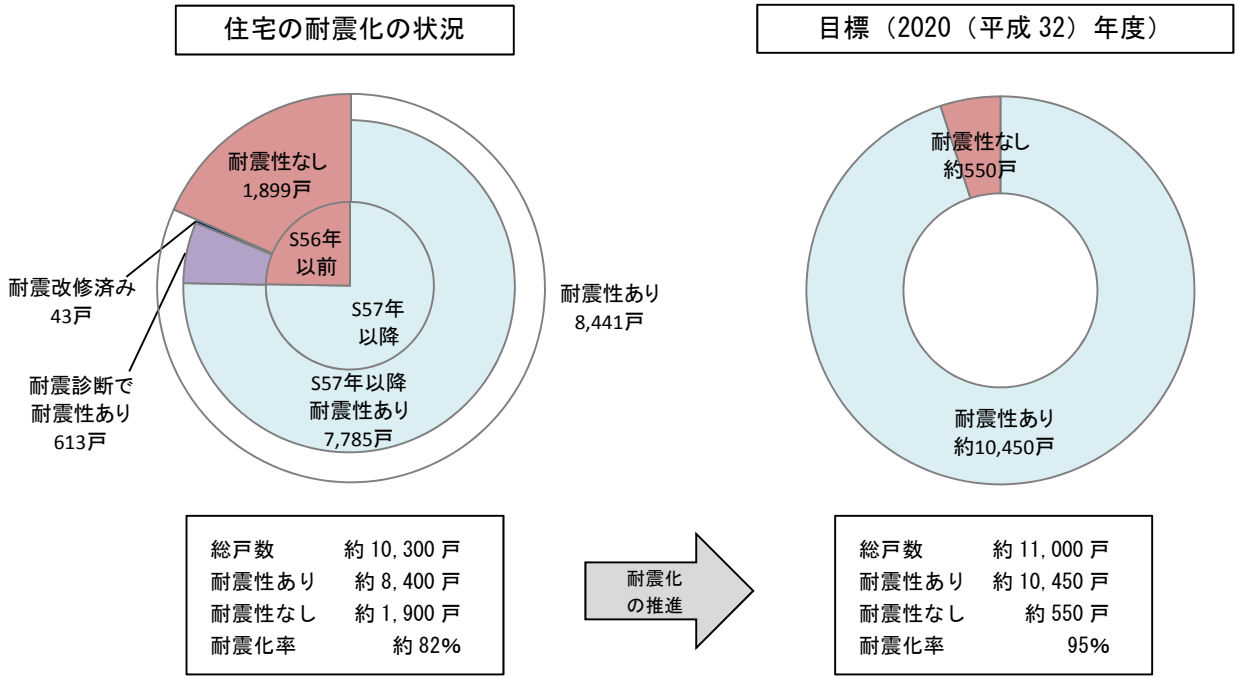

図 3-1　住宅の耐震化率の目標（中標津町）

（参考１）住宅の耐震化の状況の算出方法について

住宅の耐震化の状況は、住宅・土地統計調査 2013（平成 25）年を用いて下記のとおり推計しています。

住宅の耐震状況の推計　現在）　（Ｈ25.住宅統計調査結果に基づく推計値）　中標津町

■推計条件の入力

1.現況住宅数		10,340戸	100.0%	住宅・土地統計調査　第4表より
	1-1　S57以降住宅数	7,785戸	75.3%	
	1-2　S56以前住宅数	2,555戸	24.7%	
2.S56以前住宅のうち、耐震性がある住宅率				
	2-1　耐震診断で耐震性ありとされる住宅	2.4%		
	2-2　耐震改修済み住宅	2.2%		アンケート　2.2%

■住宅の耐震状況の推計　現在）　推計（現況）

総数	10,340	S57以降	7,785						耐震○	8,441
										81.6%
		S56以前	2,555	耐震○	24.0%	613				
				耐震×	76.0%	1,942	改修住戸	2.2%	43	
							未改修住戸	97.8%	1,899	耐震× 1,899
										18.4%

参考）住宅の年度別集計（平成25年）

		戸数			
			再集計1	再集計2	構成比
総数		10,340	9,250	9,250	100.0%
	S45以前	510	2,740	2,949	31.9%
	S46-S55	1,860			
	S56-H2	1,850	209		
	S57-H2		1,881	6,301	68.1%
	H3以降	6,090	4,420		

（住宅・土地統計調査　第4表　平成25年より）

図 3-2　住宅の耐震化の状況の算出方法について

（３）多数利用建築物の耐震化の目標

多数利用建築物が耐震化されない状態で大地震が発生した場合には、被害が極めて大きくなることが想定されます。

多数利用建築物の地震による被害を軽減させるため、多数利用建築物の耐震化率の目標は、国・北海道の目標に準じ、2020（平成 32）年度までに 95%と設定します。

表 3-3　多数利用建築物の耐震化率の目標

内容	耐震化率の現況	目標（2020（平成32）年度）
多数利用建築物	84.6 %	95.0%

３－２．中標津町が所有する公共建築物の耐震化の目標

中標津町が所有する多くの公共建築物は災害時における防災拠点や避難所などとして重要な役割を担っていることから、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

また、耐震性が低い施設においては、施設の用途を考慮し、耐震化や廃止（取り壊し）について検討します。

表 3-4　中標津町が所有する公共建築物の耐震化率の目標

内容	耐震化率の状況	目標（2020（平成32）年度）
多数利用建築物	100.0 %	95.0%
避難所指定建築物*	47.4 %	95.0%
合計	77.3 %	95.0%

*本表に示す「避難所指定建築物」数は、合計値の重複を避けるため、「多数利用建築物」に指定されているものを除いた数としている。（表 3-5 参照）

表 3-5　中標津町が所有する公共建築物の耐震化の目標

（棟）

種類		建築物総数	S57 年以降の建築物	S56 以前の建築物	うち耐震性有又は改修されたもの	耐震性を図る必要があるもの	耐震化率	
							現状	目標（H32）
		A	B	C	D	E=C-D	（B+D）/A	F=E/A
多数利用建築物	学校	6	5	1	1	0	100.0%	95.0%
	病院・診療所	1	1	0	0	0	100.0%	
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	100.0%	
	公営住宅	14	14	0	0	0	100.0%	
	その他	3	2	1	1	0	100.0%	
	小計	25	23	2	2	0	100.0%	
避難所指定建築物	学校	1	0	1	1	0	100.0%	95.0%
	病院・診療所	0	0	0	0	0	-	
	社会福祉施設	2	1	1	0	1	50.0%	
	公営住宅	0	0	0	0	0	-	
	その他	16	7	9	0	9	43.8%	
	小計	19	8	11	1	10	47.4%	
合計	学校	7	5	2	2	0	100.0%	95.0%
	病院・診療所	1	1	0	0	0	100.0%	
	社会福祉施設	3	2	1	0	1	66.7%	
	公営住宅	14	14	0	0	0	100.0%	
	その他	19	9	10	1	9	52.6%	
	合計	44	31	13	3	10	77.3%	

※学校は施設数、その他施設は棟数を示す　　資料：中標津町　2017（平成 29）年 10 月現在

※避難所指定建築物のうち多数利用建築物に該当するものは除く

表 3-6　中標津町が所有する公共建築物（多数利用建築物若しくは避難所指定施設）

用途分類		名称	所在	建築年度		構造	延べ床面積	階数（階）		多数利用建築物			耐震性の有無が不明な建物	避難所指定	備考
				（年度）	S56以前		（㎡）	地上	地下	1号	2号	3号			
公共施設	学校														
	小学校	1 中標津小学校	西9北1	H1		RC	7,429.00	2		○				○	
		2 丸山小学校	丸山	S57		RC	4,967.00	2		○				○	
		3 東小学校	東7南7	H22		RC	6,979.00	3	1	○				○	
		4 計根別学園	計根別	H26		RC	5,471.00	2	1	○				○	
		5 俵橋小学校	俵橋	S45	○	木造	538.00	1						○	体育館改修済 校舎耐震性調査中
	中学校	6 中標津中学校	丸山	H15		RC	6,820.00	3		○				○	
		7 広陵中学校	東10南7	S53	○	RC	4,932.00	2		○				○	体育館改修済 校舎耐震性有
	病院・診療所														
	診療施設	1 町立中標津病院	西10南9	H11		RC	16,710.00	5	1	○					
	社会福祉施設														
	児童福祉施設	1 俣落母と子の家（旧俣落小学校校舎）	俣落	S50	○	鉄骨	982.00	1					○	○	
	その他社会福祉施設	2 シルバースポーツセンター	東20北7	H1		鉄骨	1,489.00	1						○	
		3 総合福祉センター	西10南9	H14		RC	2,851.00	2		○				○	福祉避難所
	公営住宅等														
	公営住宅	1 あずまグリーン団地	-	H1		RC	1,327.00	4		○					
		2 あずまグリーン団地	-	H1		RC	1,346.00	4		○					
		3 あずまグリーン団地	-	H2		RC	1,331.00	4		○					
		4 あずまグリーン団地	-	H2		RC	1,380.00	4		○					
		5 あずまグリーン団地	-	H3		RC	1,367.00	4		○					
		6 あずまグリーン団地	-	H3		RC	1,374.00	4		○					
		7 あずまグリーン団地	-	H4		RC	1,374.00	4		○					
		8 泉団地	-	H9		RC	1,661.00	3		○					
		9 泉団地	-	H10		RC	1,661.00	3		○					
		10 泉団地	-	H12		RC	1,679.00	3		○					
		11 泉団地	-	H12		RC	1,679.00	3		○					
		12 泉団地	-	H13		RC	1,679.00	3		○					
		13 西町団地	-	H15		RC	2,391.00	3		○					
		14 西町団地	-	H16		RC	2,391.00	3		○					
	その他														
	官公署施設	1 役場庁舎	丸山	S55	○	RC	5,977.62	3	1	○				○	H22改修済
	スポーツ施設	2 武道館	丸山	H5		鉄骨	1,250.80	1		○				○	
		3 総合体育館	丸山	H28		RC	6,826.26	2		○				○	
	公民館等	4 総合文化会館	東2南3	H7		RC	7,996.00	2						○	
		5 西児童館（中標津農村研修所）	西5北3	S52	○	木造	358.00	1					○	○	
		6 なかよし児童館（東中地区多目的集会所）	東14北4	S59		木造	358.00	1						○	
	会館以外の集会施設	7 老人福祉センター	計根別	S50	○	鉄骨	808.00	1					○	○	
		8 交流センター（計根別支所）	計根別	H6		鉄骨	1,175.00	1						○	
		9 協和会館	協和	S36	○	木造	325.00	1					○	○	
		10 養老牛開拓婦人ホーム（旭新婦人ホーム）	養老牛	S42	○	木造	83.00	1					○	○	
		11 開陽へき地保健福祉館	開陽	S49	○	ブロック	205.00	1					○	○	
		12 養老牛へき地保健福祉館	養老牛	S51	○	ブロック	196.00	1					○	○	
		13 上武佐集会所（上武佐農村研修所）	武佐	S52	○	木造	153.00	1					○	○	
		14 拓友館（第２俣落農事集会所）	俣落	S61		木造	203.00	1						○	
		15 武佐へき地保健福祉館	武佐	S50	○	ブロック	228.00	1					○	○	
		16 当幌研修館	東当幌	H9		木造	206.00	1						○	
		17 上標津へき地集会所	上標津	S32	○	木造	281.00	1					○	○	
		18 若竹の里（旧若竹小学校校舎）	西竹	S61		鉄骨	741.00	1						○	
		19 若竹の里（旧若竹小学校体育館）	西竹	S60		鉄骨	382.00	1						○	

※学校は施設数、その他施設は棟数を示す

資料：中標津町　2017（平成29）年10月現在

３－３．不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化の方針

2013（平成 25）年 11 月の耐震改修促進法の改正により、多数利用建築物のうち、病院・店舗・ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）について、その所有者は 2015（平成 27）年 12 月までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。また、その報告を受けた所管行政庁は、診断結果の公表を行うことが規定されました。

中標津町では、長崎屋中標津店が要緊急安全確認大規模建築物に該当しています。当該施設については、2015（平成 27）年度に耐震診断を実施し、耐震性を有する事が確認されています。また、この結果は中標津町より北海道へ報告されています。

表 3-7　不特定多数の者が利用する大規模建築物の要件（赤枠内）

用途		多数利用建築物(法第14条)	不特定多数の者等が利用する建築物(法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物(法附則第３条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

４．耐震化に向けた施策

現況と課題、耐震化の目標を受け、中標津町における耐震化に向けた施策は、以下のとおりです。

表 4-1　耐震化に向けた施策（まとめ）

３－１． 耐震診断・改修促進に向けた環境整備	（１）耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備 （２）耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実 （３）耐震診断・改修促進のための所有者等への支援 （４）地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化推進 （５）建築物の総合的な安全対策の推進
３－２． 啓発・知識の普及	（１）地震防災対策資料の作成・活用 （２）町民向けセミナー等の開催 （３）町内会、自主防災組織などとの連携
３－３． 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上	（１）耐震診断・改修技術講習会の開催 （２）北海道や各種団体との技術連携
３－４． 所管行政庁との連携	（１）耐震改修促進法に基づく指導等 （２）建築基準法による勧告又は命令 （３）「全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

４－１．耐震診断・改修促進に向けた環境整備

（１）耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

住宅の耐震診断・改修は「自分の家は心配ないと思っている」「資金がない」「高齢なのでしなくてよいと思っている」「相談先がわからない」など、住民の不安に適切に対応できる体制が整っていない状況にあります。

これらの問題に対応するため、中標津町では相談窓口の設置を行います。

なお相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるよう体制の整備を図ります。

■主な施策

・耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備など

（２）耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

北海道や各種団体などと連携し、耐震診断・改修等に係わる各種情報の提供を行います。

また、中標津町の広報紙やインターネットを活用し、耐震診断に関する情報の提供を行います。

特に住宅の耐震化に向けて、「中標津町耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、戸別訪問を通した意識啓発や情報提供の充実を図ります。

■主な施策

・相談窓口などにおける耐震診断・改修に関連する資料の閲覧

・中標津町の広報紙やホームページなどを通じた耐震診断・改修に関する情報提供など（国や北海道のホームページへのリンクなど）

・・相談会、戸別訪問等*の実施

（３）耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

中標津町では、北海道、各種団体などと連携し、無料耐震診断・相談会等を行います。

また、住宅の耐震改修費用の一部助成制度として「中標津町既存住宅耐震改修費補助金制度」を 2008（平成 20）年 4 月より創設しており、今後も継続します。

■主な施策

・相談会、戸別訪問等*の実施（再掲）

・「中標津町既存住宅耐震改修費補助制度」の実施

・北海道根室振興局による無料耐震診断の相談窓口など

*戸別訪問等については、社会資本整備総合交付金要綱（2016（平成 28）年 10 月 7 日改正）に基づく住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして位置づけます。なお、緊急耐震重点区域は、中標津町内全域とし、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、耐震化を促進する取組の実施・達成状況を町ホームページに年度ごとに公表することとします。

（参考）耐震改修税制について

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

■ ［所得税減税］

個人が、平成33年12月３１日までに、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（25万円を上限）を所得税額から控除する。

■［固定資産税］

旧耐震基準により建設された住宅について、平成30年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）1年間1/2に減額する。（ただし、特に重要な道路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間）

○ 耐震改修促進法より耐震診断が義務付けられている建築物に係る耐震改修促進税制

■ ［法人税、所得税］

耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以降5年を経過するまでに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得額の25%を特別償却できる措置を講ずる。

■ ［固定資産税］

耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて改修工事を行った場合、固定資産税を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）する。

（４）地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化推進

北海道耐震改修促進計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定しています。

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、一定の高さを持つものは耐震改修促進法第 14 号第 3 号に規定する建築物として、耐震化の促進を図ることにします。

また、中標津町では「地震時に通行を確保すべき道路」として、下図に示す道路を指定します。

■主な施策

・地震時に通行を確保すべき道路沿道対象建築物における誘導・指導の強化など

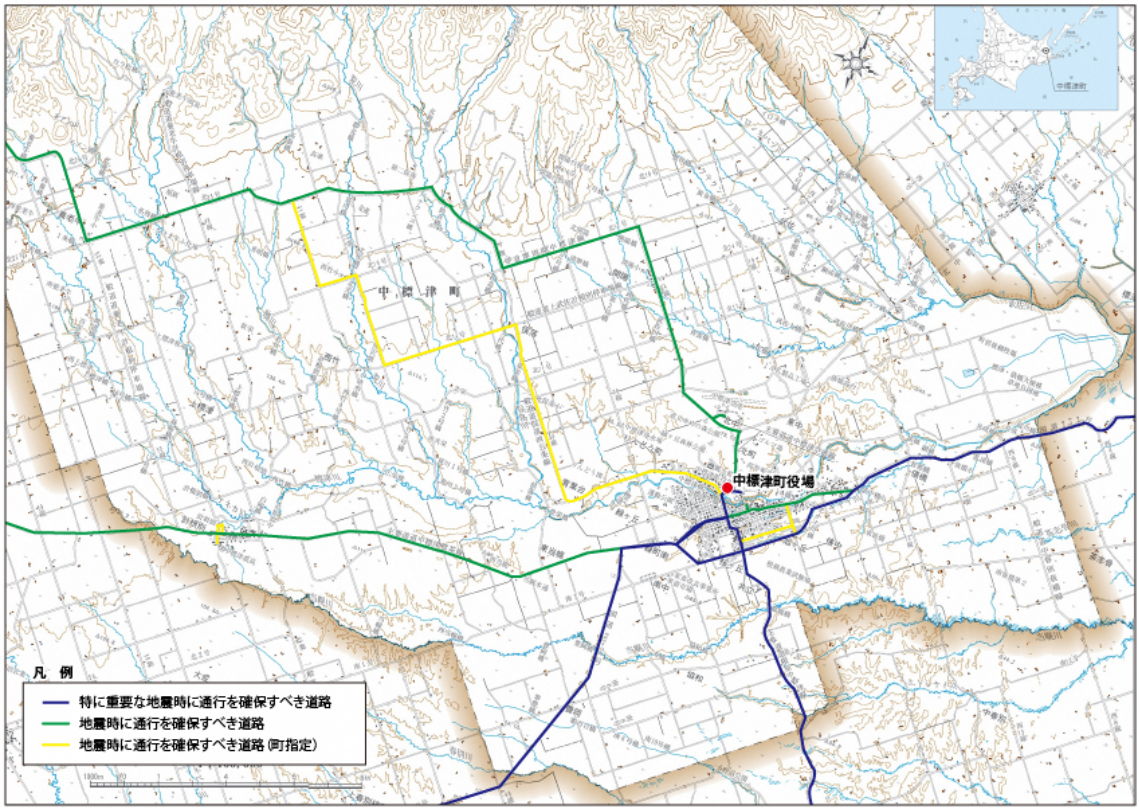

図 4-1　地震時に通行を確保すべき道路（中標津町全域）

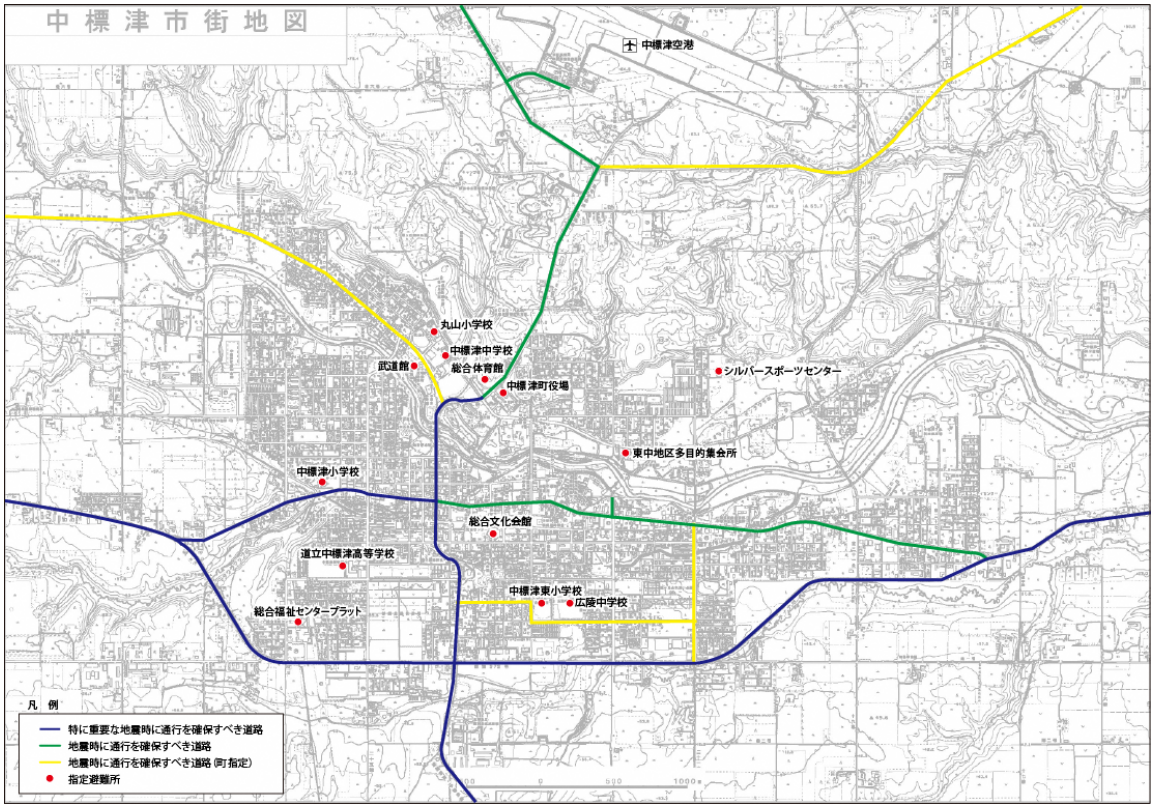

図 4-2　地震時に通行を確保すべき道路（中標津市街地）

（５）地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）の耐震化の促進

「北海道耐震改修促進計画」では以下のように、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ることとしています。

中標津町では中標津町役場と広陵中学校が該当し、いずれも耐震化済みです。

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。
耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第 2 条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

資料：北海道耐震改修促進計画　2016（平成 28）年 5 月

（６）建築物の総合的な安全対策の推進

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生しています。

中標津町では、北海道と連携を図り、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

■主な事業

・窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導

・広報紙やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知など

４－２．啓発・知識の普及

（１）地震防災対策資料の作成・活用

地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられる地震防災マップの提示が有効です。

こうしたことから、中標津町では地域防災計画と連携をとり、想定地震による地震防災マップを作成します。

また、北海道などでは、建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを、パンフレットなどの分かりやすい資料として作成しています。

これら資料を、相談窓口や説明会などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努めます。

■主な施策

・地震防災マップの作成

・パンフレット等普及啓発資料の配布

「誰でもできるわが家の耐震診断　2004 年（平成 16 年）一般財団法人日本建築防災協会」

「戸建て住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ　2016 年（平成 28 年）北海道建設部建築指導課」など

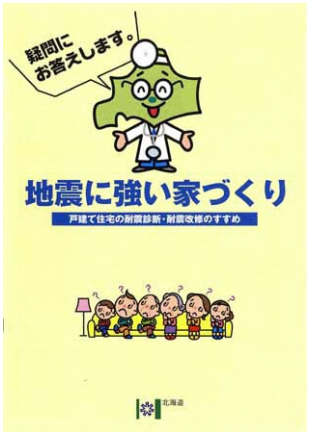

図 4-3　普及啓発パンフレット

（２）町民向けセミナー等の開催

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、北海道や各種団体等と連携し、町民向けのセミナーなどを開催します。

■主な施策

・町民向けセミナー（耐震リフォームセミナー）の開催など

（３）町内会、自主防災組織などとの連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において町内会や、自主防災組織は、災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

中標津町は、このような地域単位の取り組みを支援する施策として、町内会や自主防災組織への耐震診断・改修説明会、相談会などを要望に合わせて行います。

■主な施策

・町内会向け説明会、相談会の開催など

４－３．耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

（１）耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、中標津町においては、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等は多くはない状況にあります。

そこで中標津町では北海道や各種団体と連携し、耐震診断・改修技術講習会を開催します。

また、北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家の存在を把握し、名簿等を閲覧しています。

中標津町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加を図ります。

■主な施策

・耐震診断・改修技術講習会の開催

・講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページと連携）など

（２）北海道や各種団体との技術連携

北海道や(一財)北海道建築指導センターでは、耐震診断・改修に関する各種技術に関する講習会などを開催しています。

また、北海道では消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図るための方策のひとつとして、行政、建築関係団体、消費者団体による北海道住宅リフォーム推進協議会を 2006（平成 18）年 8 月に設置しています。

中標津町では、北海道や団体と連携をとり、耐震診断・改修に関する人材の技術力向上に向けた各種施策の情報提供を行います。

■主な施策

・北海道や各種団体が行う各種技術講習会の情報提供など

４－４．所管行政庁との連携

（１）耐震改修促進法に基づく指導等

2013（平成 25）年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた努力義務が課されました。

所管行政庁（北海道若しくは中標津町）は、必要があると認める時は、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（北海道若しくは中標津町）は、多数利用建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。

中標津町も北海道と連携し、多数利用建築物の耐震化の促進を推進します。

■主な施策

・多数利用建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と中標津町との連携）

表 4-2　耐震改修促進法に基づく指導等（所管行政庁：北海道）について

対象	■指導・助言対象 ・幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ・小・中学校　：2階・1,000㎡以上 ・老人ホーム等　：2階・1,000㎡以上 ・一般体育館：1,000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物　：3階・1,000㎡以上 ・道路を閉鎖させる住宅・建築物 ・危険物を取り扱う建築物 ■指示・立ち入り対象 ・一般体育館：2,000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物　：3階・2,000㎡以上 ・幼稚園・保育所：2階・750㎡以上 ・小・中学校　：2階・1,500㎡以上 ・老人ホーム等　：2階・2,000㎡以上 ・危険物を取り扱う建築物：500㎡以上
実施内容	（１）多数利用建築物台帳の整備 （２）指導・助言 （３）指示・報告徴収又は立ち入り検査
公表	多数利用建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じてその旨を公表する。

（２）建築基準法による勧告又は命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、多数利用建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁（北海道若しくは中標津町）は、勧告又は命令*を行うことができるとされています。

中標津町も北海道と連携し、必要に応じた対応を行っていきます。

*建築基準法による勧告又は命令：構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第１項の規定に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行うことができる。とされています。

■主な施策

・多数利用建築物の所有者に対する指導等（北海道との連携）など

（３）「全道住宅建築物耐震改修促進会議」との連携

2006（平成 18）年 3 月に北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。

中標津町においてもこれら会議と連携とり、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

■主な施策

・「全道住宅建築物耐震改修促進会議」と連携した各種施策の推進など

５．計画の推進に向けて

（１）行政・地域住民組織などが連携した、町民意識の啓発

耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、建築物の所有者などが「自らの問題」であるという認識を持ち、建築物の耐震化に対する関心を持ち、取り組みを始めることが必要です。

しかし、地震による被災は、個々の建築物の耐震化が行われているだけでは十分ではありません。「地域の問題」として町内会などが認識し、耐震化の普及啓発を行うことが必要です。

町内会での説明会の開催など、地域住民組織との連携を図り、町民意識の啓発を図ることが必要です。

（２）行政・関係団体などが連携した、専門技術者の技術力向上

中標津町には、耐震診断・耐震改修に関する十分な知識を有している建築士等の専門技術者は多くはない状況にあります。

今後、建築士会、建設業協会や、北海道震災建築物応急危険度判定協議会などの関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換の場づくりを行うことを通し、専門技術者の技術力の向上を図ることが必要です。

（３）既存住宅耐震改修費補助金の普及推進

住宅は、日常生活を営む上で最も滞在時間が長い場所であるとともに、中標津町では1981（昭和 56）年以前に建築された戸建て住宅（専用住宅）が多いことから、耐震診断・耐震改修の早期促進が求められています。

耐震診断・耐震改修は、原則として所有者自らが行う必要がありますが、これらの実施にあたっては多くの費用負担を要することから、中標津町では、「既存住宅耐震改修費補助金」を 2008（平成 20）年度より創設しており、今後も継続します。

今後、中標津町では「耐震相談窓口」や「戸別訪問」、広報紙などを通し、制度の紹介を行い、より多くの町民への普及推進を図ることが必要です。

【資料編】

住民アンケート調査票

耐震改修促進計画検討に向けた町民アンケート調査

◆ アンケートは宛名のご自身が回答ください。
◆ ご回答は、［　　］内のあてはまる番号を○で囲むか、［（　）］内に語句、数字等を記入して下さい。
◆ 番号を選ぶ設問では（１つ選択）（あてはまるもの全て）など、選ぶ数を指定しています。
◆ お答えいただいたアンケート票は、返信用封筒に入れて **平成２９年１０月２３日（月）**までに投函してください。切手は不要です。
◆ このアンケートは、無記名で、調査結果は統計的に処理するとともに、本調査の目的以外に利用することはありません。

【お問い合わせ先】
中標津町役場　総務部総務課防災係　（電話番号）０１５３-７３-３１１１　内線３１６
月曜日～金曜日（祝日を除く）午前９時～午後５時

問１　「あなた自身のこと」についてお尋ねします。

問 1-1　あなたの性別・年齢を教えてください。　（各１つ選択）

１．男　性	１．１０代	２．２０代	３．３０代	４．４０代
２．女　性	５．５０代	６．６０代	７．７０代以上	

問 1-2　お住まいの字名をご記入ください。（例、東１条、字俵橋等）

問 1-3　ご職業を教えてください。　（１つ選択）

１．会社員・団体職員	２．公務員	３．農林業・漁業	４．自営業
５．学　生	６．専業主婦（主夫）	７．パート・アルバイト	８．無　職
９．その他（　　）			

問 1-4　同居するご家族の人数を教えてください。

ご自身を含めて　（　　）人家族

問２　お住まいの「住宅や土地」についてお尋ねします。

問2-1　お住まい住宅の土地の所有について教えてください。　（１つ選択）

１．所有している　　２．借地　　３．その他（　　）

問2-2　お住まいの住宅は何階建てか教えてください。　（１つ選択）

１．平屋建て　　２．２階建て　　３．３階建て戸建　　４その他（　　）

問2-3　お住まいの住宅の延床面積をご記入ください。（㎡または坪、わかる方でご記入ください）

［　　］㎡　又は［　　］坪

問2-4　お住まいの住宅の完成時期を教えてください。　（１つ選択）

１．昭和25年以前　　２．昭和２６年～昭和３５年
３．昭和３６年～昭和４５年　　４．昭和４６年～昭和５６年

問３　お住まいの住宅の耐震診断や耐震改修工事についてお尋ねします。

問3-1　耐震診断の実施状況を教えてください。　（１つ選択）

１．耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていた　→問3-3へ
２．耐震診断を行い、結果は耐震性が確保されていなかった　→問3-3へ
３．耐震診断をしていないし、今後も予定はない
４．耐震診断をしていないが、今後耐震診断をしたいと思っている
　　→いつ頃を予定していますか？（　　）年ごろ　問3-2へ

問3-2　**問３－１で「耐震診断をしていない」（３又は４）とご回答いただいた方にお聞きします。**耐震診断をしていない理由を教えてください。（あてはまるもの全てに○）

１．自分の家は心配ないと思っている
２．資金がない
３．高齢なのでしなくてよいと思っている
４．相談先がわからない
５．その他（　　）

問３-３　耐震改修工事の実施状況を教えてください。（１つ選択）

１．耐震改修工事をした　→問３-５へ
２．耐震改修工事はしていないし、今後も予定はない
３．耐震改修工事はしてないが、今後耐震工事をしたいと思っている
　いつごろ予定していますか？（　　）年ごろ　→問３-４へ

問３-４　**問３－３で「耐震改修工事をしていない」（２又は３）とご回答いただいた方にお聞きします。**
耐震改修工事をしていない理由を教えてください。　（あてはまるもの全てに○）

１．自分の家は心配ないと思っている
２．資金がない
３．高齢であきらめている
４．相談先がわからない
５．その他（　　）

問３-５　**問３－３で「１．耐震改修工事をした」とご回答いただいた方にお聞きします。**、以下の質問にお答えください。

①耐震改修工事の内容について以下にあてははまるもの全てに○をつけてください。

１．壁の新設・補強　　２．筋交いの設置　　３．基礎の補強
４．金具による補強　　５．その他（　　）

②耐震改修工事の費用について、ご記入ください。

　　万円

③耐震改修工事の費用の調達方法を教えてください。　（あてはまるもの全てに○）

１．自己資金
２．金融機関による融資
３．「中標津町既存住宅耐震改修補助制度」
４．その他（　　）

資料１　耐震改修計画検討に向けた町民アンケート調査票（4/4）

問４　耐震診断や耐震改修工事を促進するための施策についてお尋ねします。

■**「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」**について

中標津町では平成２０年４月から、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、昭和 56 年５月３１日以前に着工された住宅を対象に、補助額３０万円を上限として、「耐震改修工事」費用の一部を補助する「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」を設けています。

問 4-1　「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」を知っていましたか？　（１つ選択）

１．知っていた　　２．知らなかった
３．その他（　　）

問 4-2　根室振興局では、戸建て住宅の無料耐震診断を行っています。
根室振興局による戸建て住宅の無料耐震診断を知っていましたか？　（１つ選択）

１．知っていた　　２．知らなかった
３．その他（　　）

問 4-3　旧耐震基準（昭和 56 年５月 31 日以前着工）で耐震性が確保されていない住宅の除却に対する補助制度が創設されたら、利用に関して、あなたのお考えを教えてください。（一つ選択し、その理由をお書きください）

１．利用したい
（理由：　　）
２．利用しない
（理由：　　）
３．その他（　　）
（理由：　　）

問 4-4　中標津町の住宅・建物の耐震改修の促進に向けて意見や提案などあれば、ご自由にお書き下さい。　（自由回答）

質問は以上です。ご協力有り難うございました。

＊「中標津既存住宅耐震改修費補助制度」について、制度の詳細等につきましては、中標津町のホームページ（アドレス：https://www.nakashibetsu.jp/file/contents/373/2831/1.pdf）をご参照いただくか、町の担当者にご相談ください。

＊「根室総合振興局の戸建住宅の無料耐震診断」について、制度等の詳細につきましては、根室振興局のホームページ（アドレス：http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksd/taisinsinndan.htm）をご参照いただくか、町の担当者にご相談ください。